

案

中津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8年 月

中津市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の対象	3
第4節	計画の期間	3
第5節	計画の構成	4
第2章	中津市の概況	5
第1節	地勢	5
第2節	人口動態	6
第3節	産業等の動向	8
1	産業の動向	8
2	土地利用の状況	12
第4節	総合計画等との関係	13
第5節	ごみ行政を取り巻く国の動向	14
第3章	ごみ処理の現況及び課題	17
第1節	ごみ処理フローと処理主体	17
第2節	ごみ処理体制（令和8年度現在）	19
1	ごみの排出抑制	19
2	分別区分	25
3	収集・運搬体制	26
4	一般廃棄物（ごみ）処理手数料	27
5	中間処理体制	28
6	最終処分体制	30
第3節	ごみ処理の実績（令和2年度から令和6年度の5年間の実績）	31
1	ごみ発生量の実績	31
2	収集・運搬の実績	41
3	中間処理の実績	43
4	最終処分の実績	43
5	再資源化の実績	44
6	ごみの組成	48
7	組織体制及びごみ処理経費	50

第4節	ごみ処理の評価	52
第5節	ごみの広域処理の状況	54
第6節	課題の抽出	55
第4章	ごみ処理基本計画	57
第1節	基本理念及び基本方針	57
1	基本理念	57
2	基本方針	58
第2節	ごみ処理基本計画	60
1	ごみの発生量及び処理量の見込み	60
2	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	66
3	分別して収集するものとするごみの種類及び分別の区分	71
4	ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	72
5	ごみ処理施設の整備に関する事項（既存施設の延命化）	73
6	新しいごみ処理施設の整備に関する事項（広域処理への準備・参画）	74
7	その他ごみの処理に関し必要な事項	75
資料編		78

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

中津市における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、以下のように段階的な見直しを重ねてきました。

- ・平成21年2月（元計画の策定）

長期的、総合的な視点から、ごみを適正に処理するための施策や事業の基本方針を示す最初の計画として策定しました。

- ・平成27年4月（第1回見直し：前期計画）

循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政の協働のもとで効率的な収集・処理を進めるため、最初の見直しを行いました。

- ・平成30年4月（第2回見直し：後期計画）

元計画の検証を実施し、社会情勢の変化への対応や、新たな計画目標の設定を行い、計画課題の解決と目標実現のための施策を示すために策定しました。

- ・令和2年7月（一部変更）

市民一人ひとりのごみ排出量に着眼し、食品ロス削減や資源物の適正分別による「燃やすごみ」の減量、それに伴う「資源ごみ」の増加、令和元年度から開始された「草類」「不燃物残渣」の再資源化による効果を見込んだ一部変更を行いました。

- ・令和3年7月（中間見直し）

中津市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、中津市が目指す「環境共生都市なかつ」の実現を図るとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資する循環型社会の形成を促進する観点から、「容器包装プラスチックの分別収集の早期実施」、「なかつキエーコの普及促進」、「家庭ごみに係るごみ袋有料化制度の導入」、「ごみ・リサイクルミニ集会などその他の施策の着実な実施」、「事業ごみの減量・再資源化施策の推進」など、これら減量施策の一体的実施と目標値の再設定を行う必要があるため、令和4年度に予定していた中間見直しを前倒しで行いました。

今般、中津市と上毛町は、ごみ処理施設の老朽化に伴い、新しいごみ処理施設の建設を計画するにあたり、今後人口減少によるごみ排出量の減少が見込まれ、処理コストや環境負荷の低減が社会的課題となっていることから、令和6年12月16日にごみの広域処理に向けた協議を進めることについて、基本合意書を締結しました。

基本合意書を締結して以降、中津市・上毛町ごみ処理広域化協議会にて協議を行い、「ごみの共同処理」を行うことに合意し、令和16年度からの稼働開始に向け、新しいごみ処理施設の建設と管理運営を共同で行うため、令和8年4月1日に一部事務組合である「中津上毛環境事務組合」を設立しました。

このような中、令和16年度からの「中津上毛環境事務組合」による広域処理の開始に向け、現行計画の取り組みを継続しつつ、令和15年度末までの「移行期間」を支える次期計画として中津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」と称します。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

上位計画には中津市が策定した「なかつ安心・元気・未来プラン2017（第五次中津市総合計画）」があり、他に関連計画として大分県が策定した「第6次大分県廃棄物処理計画」などの諸計画があります。

本計画は、これらの計画と整合を図り、循環型社会の形成に向けて、中津市における一般廃棄物（ごみ）の減量・再資源化と適正処理に関する施策を、総合的・計画的に推進していくための指針となります。

また、国が「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）や「廃棄物の減量その他その適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月変更）で示した基本方針を反映し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行や適正処理の徹底、脱炭素社会の実現に向けた具体的アクションを規定します。

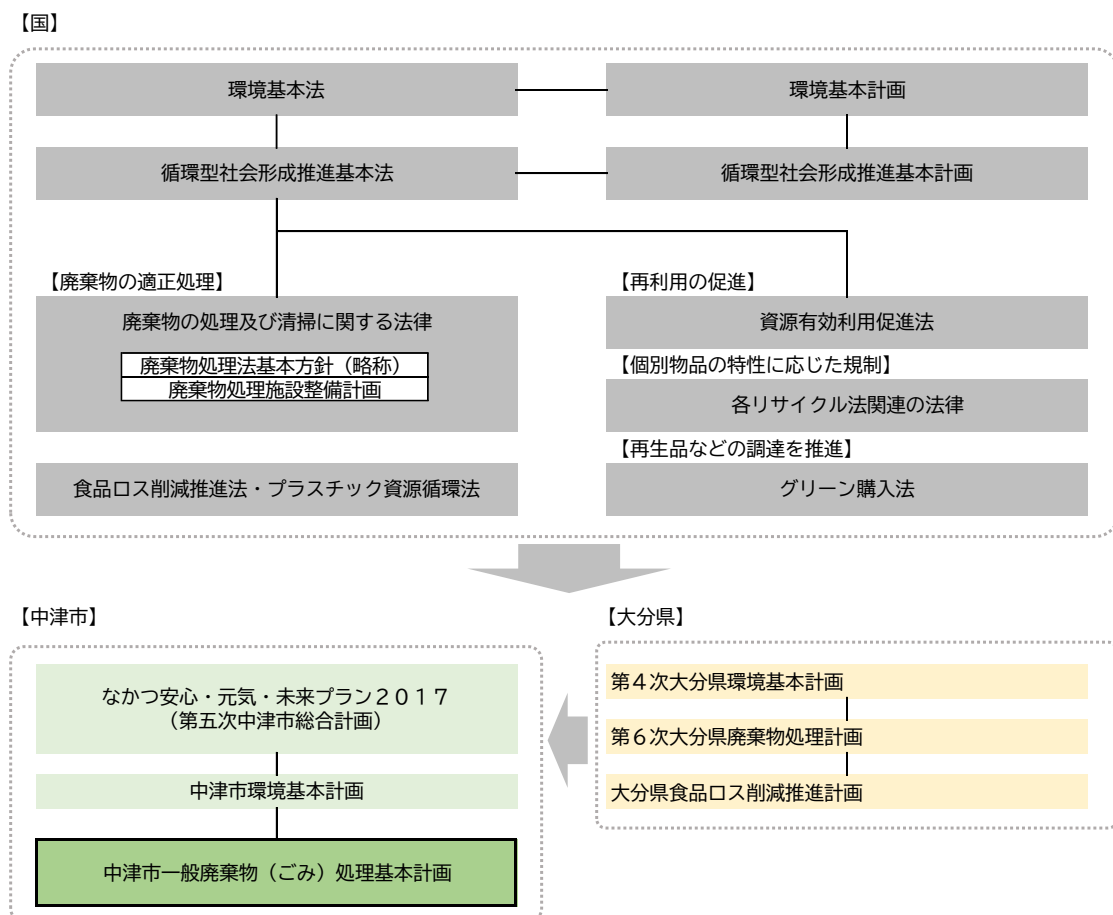


図1.1 本計画の位置付け


```
graph TD; A[廃棄物] --> B[産業廃棄物]; A --> C[一般廃棄物]; C --> D[ごみ]; C --> E[し尿（生活排水）]; D --> F[家庭ごみ]; D --> G[事業ごみ];
```

図 1.2 本計画の対象

第4節 計画の期間

なお、計画が８年と短いため、中間見直しの時期は定めず、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うこととします。

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
元計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画 平成21年2月策定	基準 年度		計画 期間 開始				中間 目標 年度										計画 目標 年度										
前期計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画 平成27年4月策定												中間 目標 年度					計画 目標 年度										
		実 績																										
後期計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画 平成30年4月策定 令和2年7月一部変更 令和3年7月中間見直し										基準 年度		計画 期間 開始			計画 一部 変更	計画 中間 見直し											
		実 績																										
本計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画 令和8年策定 （1年前倒し）																基準 年度				計画 期間 開始							計画 目標 年度
		実 績																										

第5節 計画の構成

本計画は、全体を4章で構成しています。

中津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画の対象
- 第4節 計画の期間
- 第5節 計画の構成

第2章 中津市の概況

- 第1節 地勢
- 第2節 人口動態
- 第3節 産業等の動向
- 第4節 総合計画等との関係
- 第5節 ごみ行政を取り巻く国の動向

第3章 ごみ処理の現況及び課題

- 第1節 ごみ処理フローと処理主体
- 第2節 ごみ処理体制
- 第3節 ごみ処理の実績
- 第4節 ごみ処理の評価
- 第5節 ごみの広域処理の状況
- 第6節 課題の抽出

第4章 ごみ処理基本計画

- 第1節 基本理念及び基本方針
- 第2節 ごみ処理基本計画

図 1.3 計画の構成

第2章 中津市の概況

第1節 地勢

中津市は、大分県の北西端に位置し、東は宇佐市、南西は玖珠郡・日田市、北西は福岡県に接し、北東は周防灘に面しています。

中津市全体の面積は、491.38km²で、市域の約80%は山林原野が占め、山国川下流の平野部にまとまった農地が開けて、中津地域を中核としています。

北部は狭く、南部は西方に大きく張り出した形状を示し、西側に英彦山がそびえ、地域を貫流する山国川の分水嶺となっています。

中津市の気候は瀬戸内海気候区に属しており、令和7年の平均気温は17.1℃と比較的温暖的な地域となっています。年間降水量は、令和7年実績で平地部（中津地域気象観測所：定留）では1,000.5mm、山間部（耶馬溪地域雨量観測所）では1,447.0mmとなっており、山間部は平坦地に比べて降水量が多くなっています。



図 2.1 中津市の位置

表 2.1 気象概況

年度	平均気温 (℃)			日照時間 (h)	降水量 (mm)	
	最高	最低	平均		平地部	山間部
令和5年	21.5	12.9	17.0	2,137.4	1,647.0	2,117.5
令和6年	21.9	13.9	17.6	2,109.7	1,680.5	2,301.5
令和7年	21.6	13.1	17.1	2,268.1	1,000.5	1,447.0

出典) 気象庁ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/>

第2節 人口動態

中津市の人口及び世帯数の推移を表 2.2 及び図 2.2 に示します。

人口及び世帯数の推移は、人口では減少傾向、世帯数では増加傾向となっています。

1 世帯当たりの人数は 2.6 人/世帯（平成 17 年）から 2.2 人/世帯（令和 2 年）となっており、単身世帯の増加などによる世帯人口の減少が顕著になっています。

表 2.2 人口及び世帯数の推移

区分		単位	H17年	H22年	H27年	R2年
中津市	人口	人口	84,368	84,312	83,965	82,863
	世帯数	世帯数	32,866	34,574	35,785	37,571
	世帯人口	世帯人口	2.6	2.4	2.3	2.2
中津地区 (旧中津市)	人口	人	67,034	68,780	69,792	70,051
	世帯数	世帯	26,888	28,862	30,324	32,365
	世帯人口	人/世帯	2.5	2.4	2.3	2.2
三光地区 (旧三光村)	人口	人	5,553	5,242	5,167	5,040
	世帯数	世帯	1,862	1,810	1,845	1,892
	世帯人口	人/世帯	3.0	2.9	2.8	2.7
本耶馬溪地区 (旧本耶馬溪町)	人口	人	3,602	3,166	2,792	2,531
	世帯数	世帯	1,258	1,215	1,132	1,061
	世帯人口	人/世帯	2.9	2.6	2.5	2.4
耶馬溪地区 (旧耶馬溪町)	人口	人	5,020	4,412	3,853	3,229
	世帯数	世帯	1,744	1,657	1,545	1,382
	世帯人口	人/世帯	2.9	2.7	2.5	2.3
山国地区 (旧山国町)	人口	人	3,159	2,712	2,361	2,012
	世帯数	世帯	1,114	1,030	939	871
	世帯人口	人/世帯	2.8	2.6	2.5	2.3

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

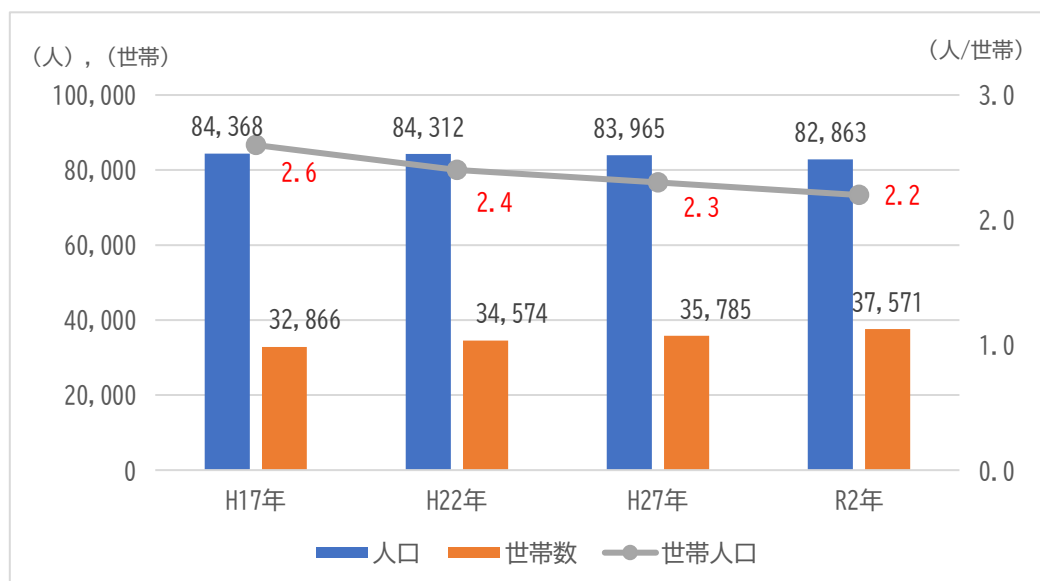
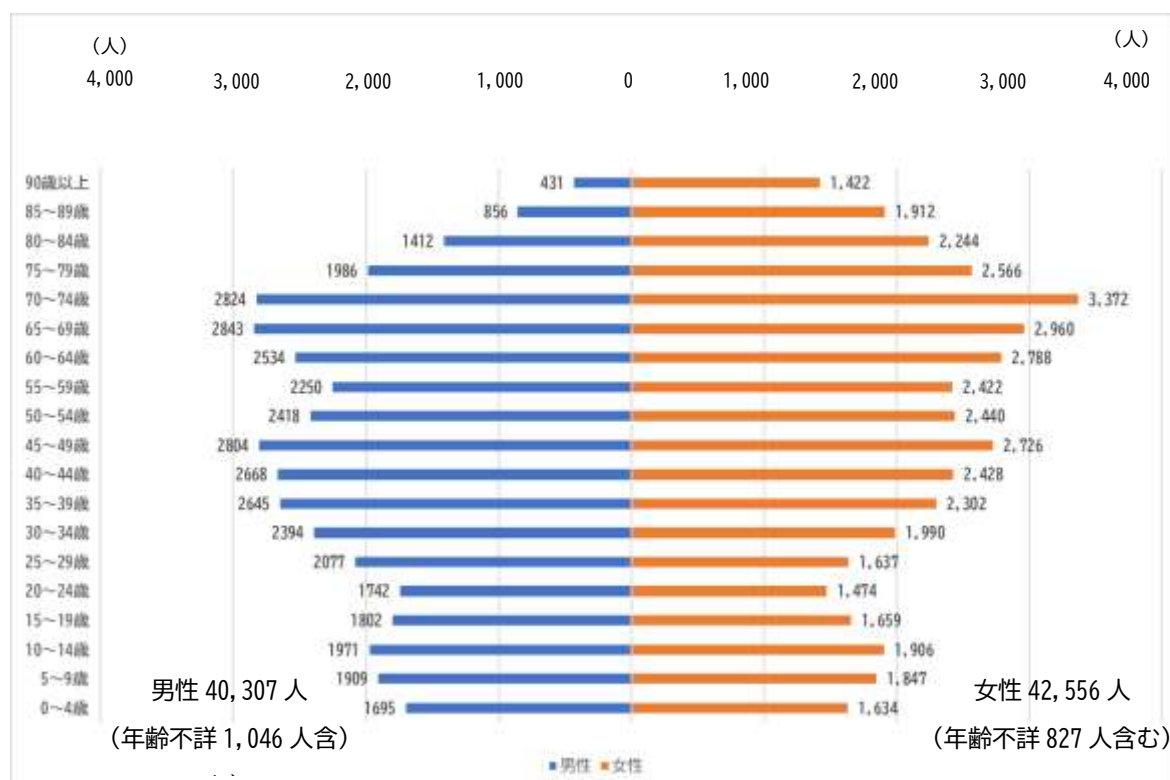


図 2.2 人口及び世帯数の推移

次に5歳階級別・性別人口を図2.3に示します。

令和2年10月時点では、男性は65～69歳が最も多く、70～74歳、45～49歳の順となっています。女性は70～74歳が最も多く、65～69歳、60～64歳の順となっています。どちらも高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

図2.3 5歳階級別・性別人口（令和2年）

第3節 産業等の動向

1 産業の動向

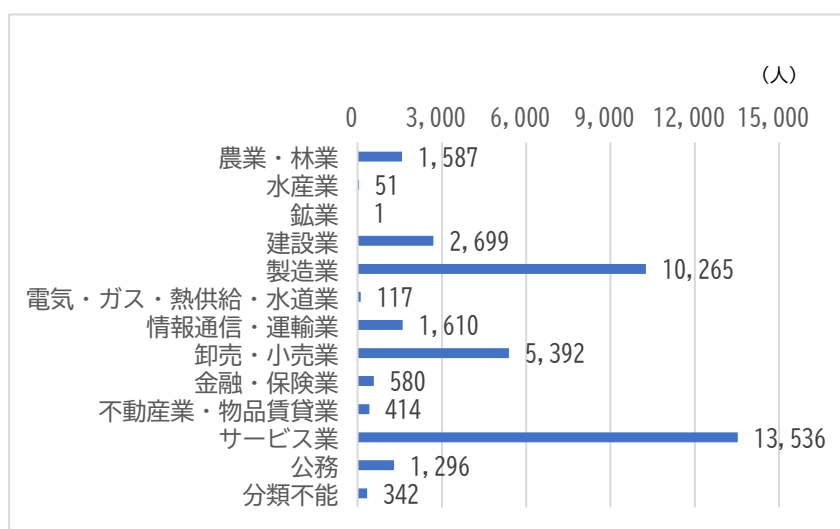
産業別15歳以上就業者数の推移を表2.3に示します。

産業別就業者の構成割合を令和2年でみると、第1次産業が4.3%、第2次産業が34.2%、第3次産業が60.6%となっています。産業別にみると、第2次産業では製造業(27.1%)、第3次産業ではサービス業(35.7%) 卸売業・小売業(14.2%)、が大きな割合を占めています。

表2.3 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区分	H22年		H27年		R2年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業	2,106	5.3%	2,084	5.1%	1,638	4.3%
農業・林業	1,986	5.0%	2,000	4.9%	1,587	4.2%
水産業	120	0.3%	84	0.2%	51	0.1%
第2次産業	12,763	32.4%	12,875	31.8%	12,965	34.2%
鉱業	2	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
建設業	2,931	7.4%	2,828	7.0%	2,699	7.1%
製造業	9,830	25.0%	10,046	24.8%	10,265	27.1%
第3次産業	23,088	58.7%	23,421	57.8%	22,945	60.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	170	0.4%	141	0.3%	117	0.3%
情報通信・運輸業	1,691	4.3%	1,599	3.9%	1,610	4.2%
卸売・小売業	8,252	21.0%	5,911	14.6%	5,392	14.2%
金融・保険業	698	1.8%	665	1.6%	580	1.5%
不動産業・物品賃貸業	341	0.9%	406	1.0%	414	1.1%
サービス業	10,680	27.1%	13,391	33.0%	13,536	35.7%
公務	1,256	3.2%	1,308	3.2%	1,296	3.4%
分類不能	1,408	3.6%	2,154	5.3%	342	0.9%
合計	39,365	100.0%	40,534	100.0%	37,890	100.0%



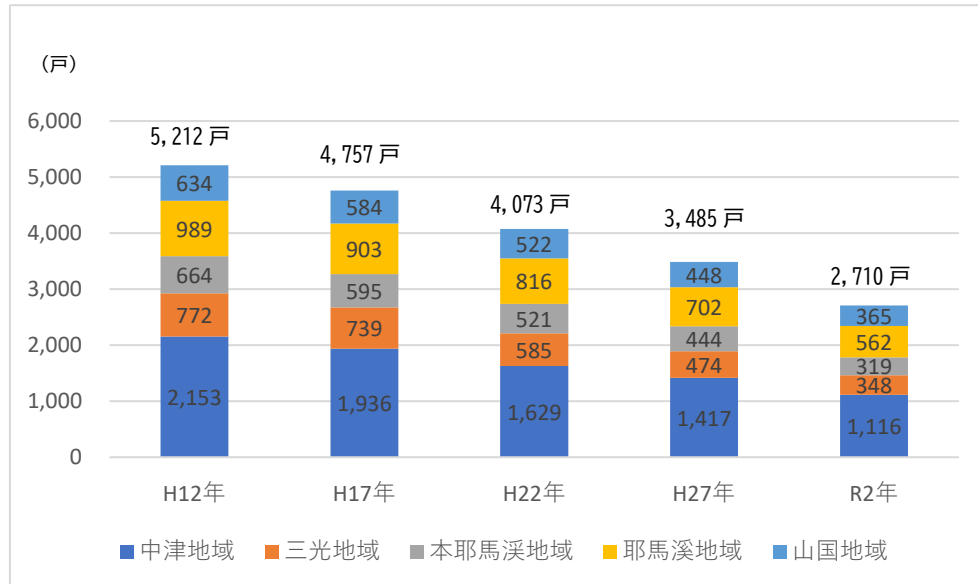
資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

図2.4 産業別就業者数の内訳（令和2年）

(1) 農 業

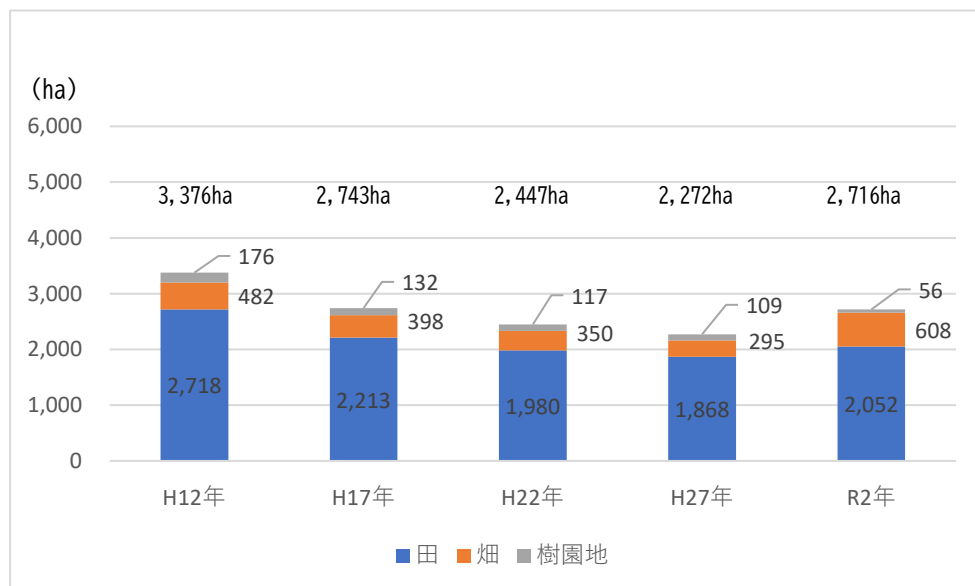
農家数の推移を図 2.5 に、経営耕地面積の推移を図 2.6 に示します。

農家数は令和2年で約48%減と大幅に減少（平成12年対比）しています。経営耕地面積も高齢化による小規模農家の離農で減少傾向にありましたが、大規模な農業法人などに集約されたことで回復傾向にあります。



資料：中津市市勢要覧（令和7年度版）

図 2.5 農家数の推移



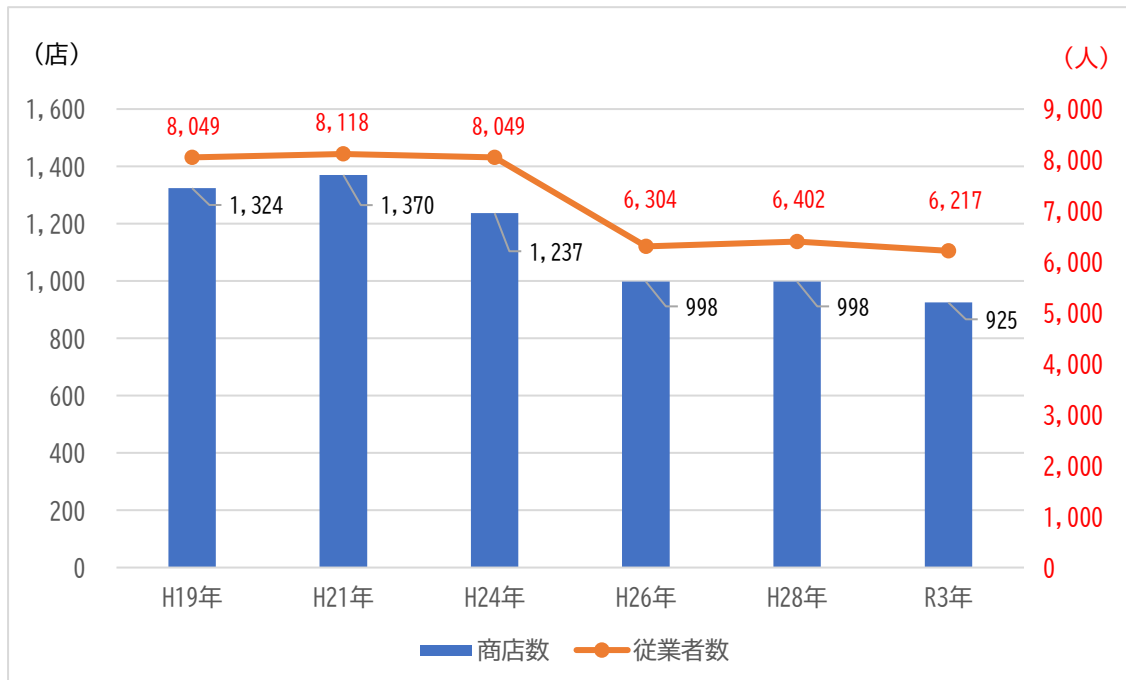
資料：市勢要覧（令和7年度版）

図 2.6 経営耕地面積の推移

(2) 商 業

商店数及び従業者数の推移を図 2.7 に示します。

商店数、従業者数ともに、平成 21 年以降減少傾向に転じています。



資料：市勢要覧（令和 7 年度版）

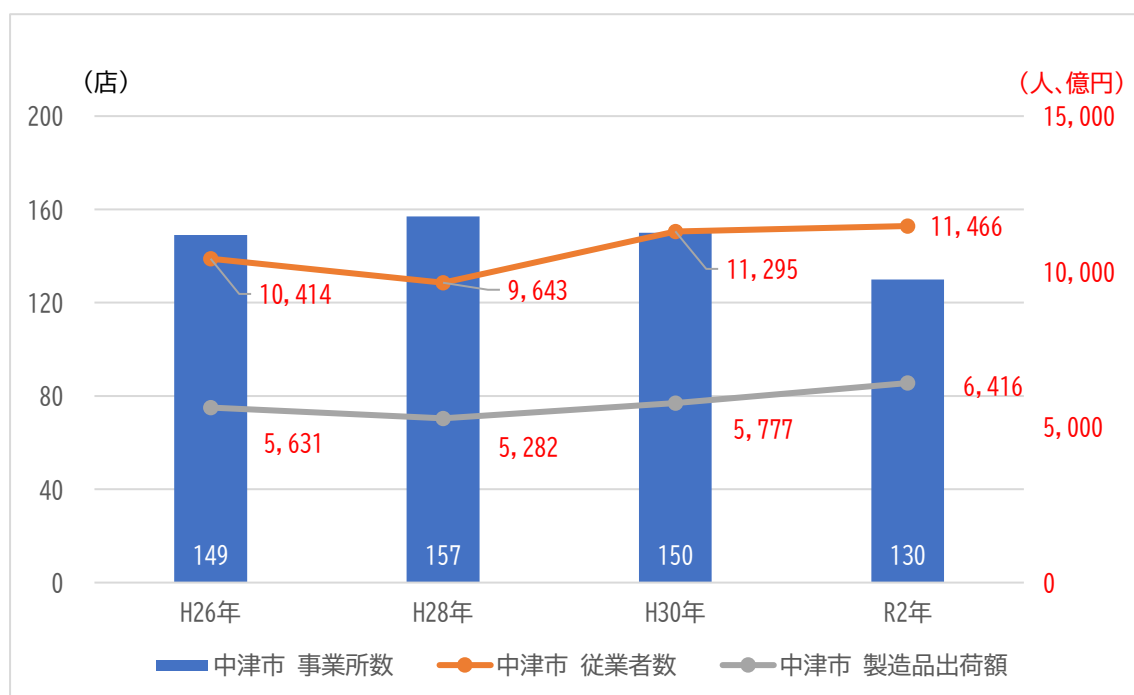
図 2.7 商店数及び従業者数の推移

(3) 工 業

事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を図 2.8 に示します。

令和2年において事業所数は、平成30年から減少しています。

従業者数および製造品出荷額等は、いずれも平成28年以降、増加傾向となっています。



資料：市勢要覧（令和元、4、6年度版）

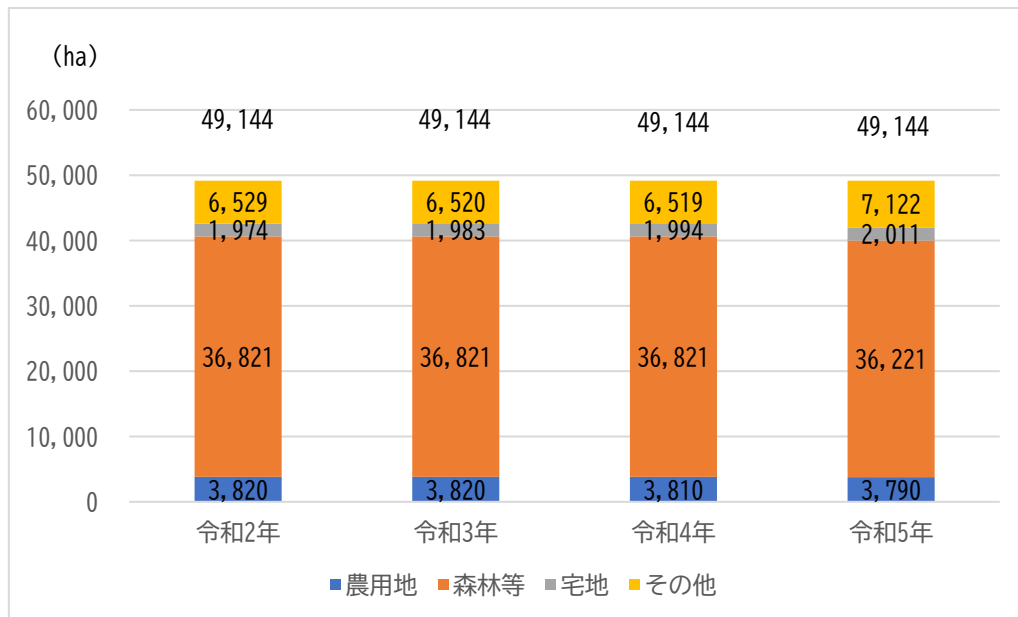
図 2.8 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

2 土地利用の状況

土地利用状況を図 2.9 及び図 2.10 に示します。

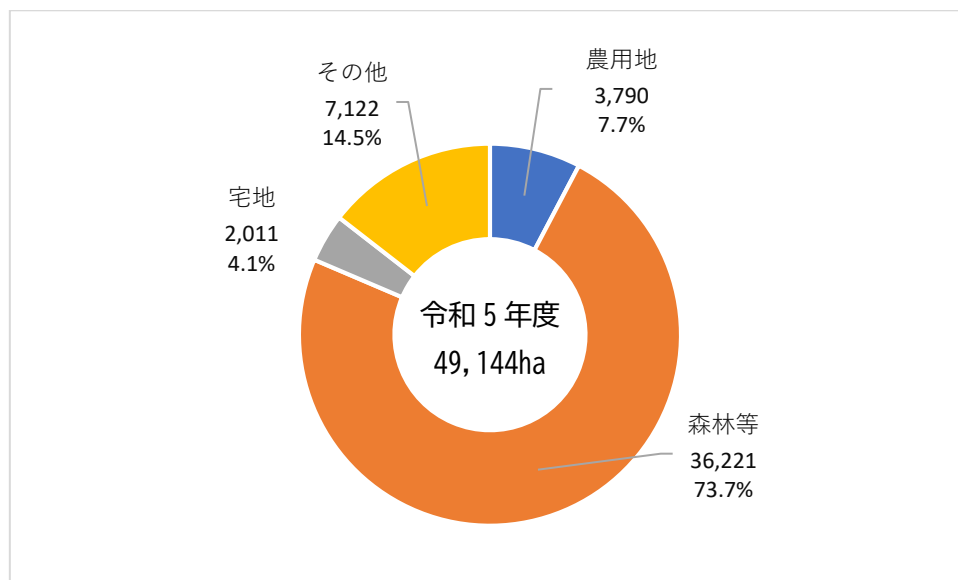
令和5年における市域での土地利用の構成比は、森林等が 73.7%と最も多く占めています。

土地利用の用途別の推移をみますと、宅地は増加傾向を呈していますが、反面、農用地は減少傾向にあります。



資料：大分県統計年鑑

図 2.9 土地利用状況の推移



資料：大分県統計年鑑

図 2.10 土地利用状況の内訳（令和5年度）

第4節 総合計画等との関係

中津市

○なかつ安心・元気・未来プラン2017（第五次中津市総合計画）2022改訂版

第四次中津市総合計画の計画期間が平成30年度で終了することから、平成29年4月に「なかつ安心・元気・未来プラン2017」（平成29年度～令和8年度）が策定、令和4年3月に改訂され、「衛生環境の整備（ごみ処理、し尿処理）」における基本方針として次の項目が掲げられている。

- 循環型社会形成の推進による「環境共生都市なかつ」の実現
- 市民・事業者・行政が一体となったごみ減量・再資源化の推進
- 一般廃棄物（ごみ・し尿）処理施設の計画的な整備

なお、計画の目標値は次のとおりとなっている。

指標名	基準値		令和元年度 実績値	目標値
	年度			
ごみ総排出量	H27	32,878t	30,877t	24,204t
一人1日あたりごみ排出量	H27	1,030g/人・日	1,004g/人・日	824g/人・日
リサイクル率	H27	20.4%	22.4%	34.9%

大分県

○第4次大分県環境基本計画（令和6年10月）

令和6年10月に大分県第4次環境基本計画（令和6年度～令和15年度）が策定され、基本目標として次の5項目が掲げられている。

- 地球温暖化の緩和と気候変動への適応
- 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進
- 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築
- 豊かな自然の保全と活用
- 環境を守り活かす担い手づくりの推進

なお、環境への負荷を抑えた循環型社会の構築の中で計画の目標値は次のとおりとなっている。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
一般廃棄物の最終処分量	t	25,097 (R4)	22,000 (R9)	19,200 (R14)

第5節 ごみ行政を取り巻く国の動向

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の形成に努めることが重要であるとされており、循環型社会を形成するための法体系及び関連計画は図 2.11 のとおりです。

国では、循環型社会形成推進基本計画に基づき、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー*）への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業への海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として数値目標を設定しています。

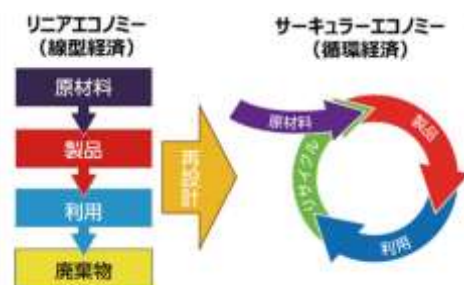
また、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月に閣議決定した「第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進していました。事業系食品ロスの削減目標を前倒しで達成したことから、新たな目標値を設定した「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を令和7年3月に閣議決定し、さらなる食品ロスの削減を推進しています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、多様に使用されるプラスチックの包括的な資源循環体制を強化するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの排出抑制等に対して国、地方公共団体、事業者及び消費者の責任を明確化しました。

*循環経済（サーキュラーエコノミー）

近年、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線形経済から持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。



出典：環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

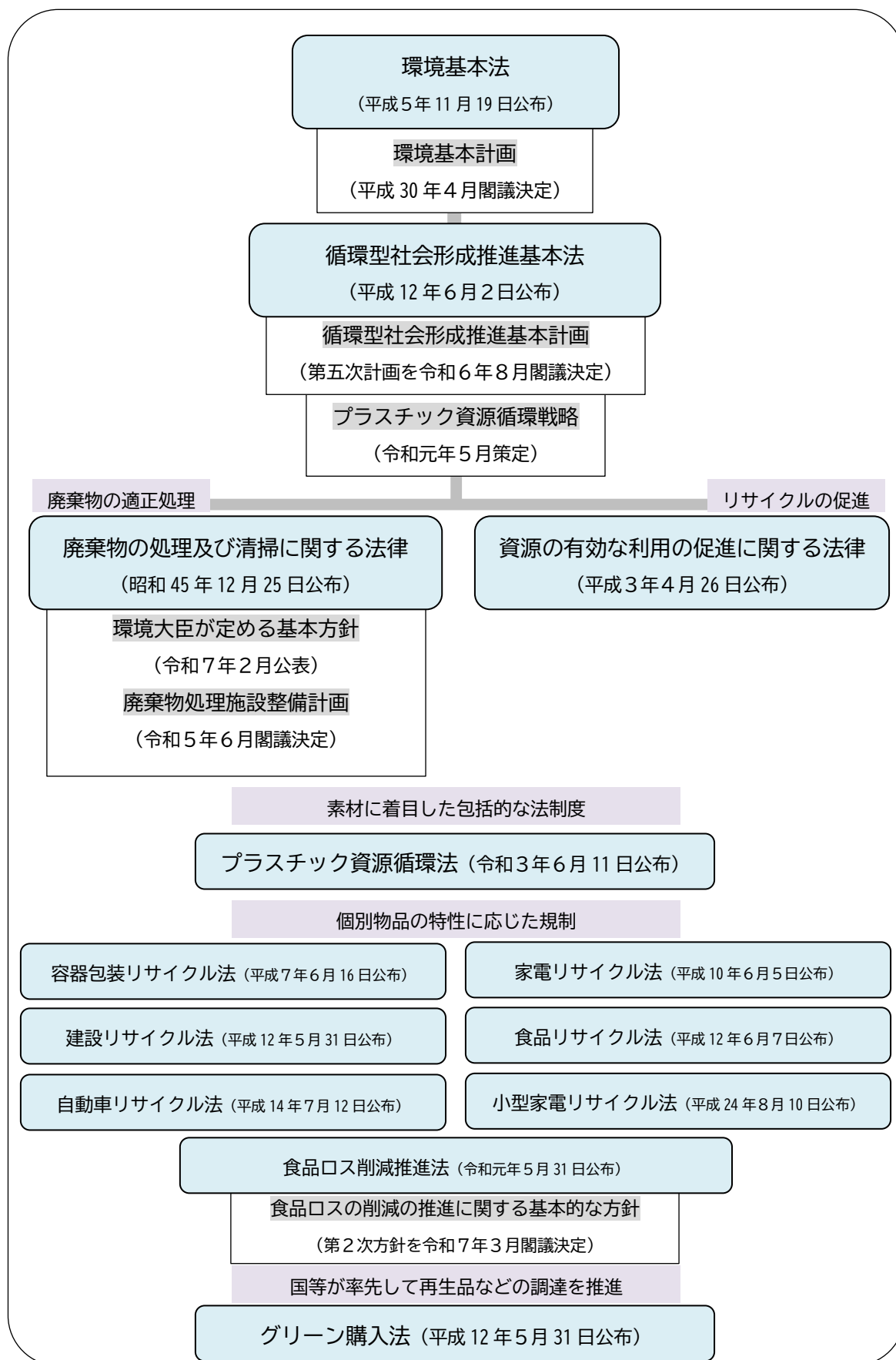


図 2.11 循環型社会を形成するための法体系及び関連計画

関連計画のうち特に本計画の目標設定に使用する計画の概要及び目標を次に示します。

○第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

「循環型社会形成推進基本法」に基づく循環型社会形成推進基本計画が令和6年8月に閣議決定され、下記数値目標等が示されている。

【数値目標】

- 一般廃棄物の排出量：令和4年度比約9%削減（令和12年度）
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（*1）：約478グラム（令和12年度）
- 一般廃棄物の出口循環利用率（*2）：約26%（令和12年度）
- 1人1日当たりごみ焼却量（*3）：約580グラム（令和12年度）
- 一般廃棄物の最終処分量（*4）：令和4年度比約5%削減（令和12年度）
- 一般廃棄物の最終処分場の残余年数：22.4年分を維持（令和12年度）

*1：1人が1日に排出する資源ごみを除いた家庭から出るごみ量

*2：廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合

*3：1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量

*4：廃棄物やその焼却残渣等の埋立量

○廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

- ・計画期間：令和5年度から令和9年度まで
- ・「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理施設整備計画が令和5年6月に改定され、基本的理念として基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組が示されている。

○第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月）

- ・計画期間：令和7年度から令和11年度まで
- ・「食品ロス削減推進法」に基づく第2次食品ロス削減推進基本方針が令和7年3月に閣議決定され、下記数値目標が示されている。

【数値目標】

平成12年度比で令和12年度までに

- 家庭系食品ロス：50%減を早期達成
- 事業系食品ロス：60%減

第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理フローと処理主体

中津市では、家庭及び事業所から排出されるごみを、分別収集・中間処理・最終処分という一連の工程で適正に管理しています。

令和16年4月から新しいごみ処理施設を稼働開始できるよう、現在の単独処理フローから、「広域フロー」への段階的な準備を進めます。

中津市のごみ処理フローを図3.1に、処理主体を表3.1に示します。

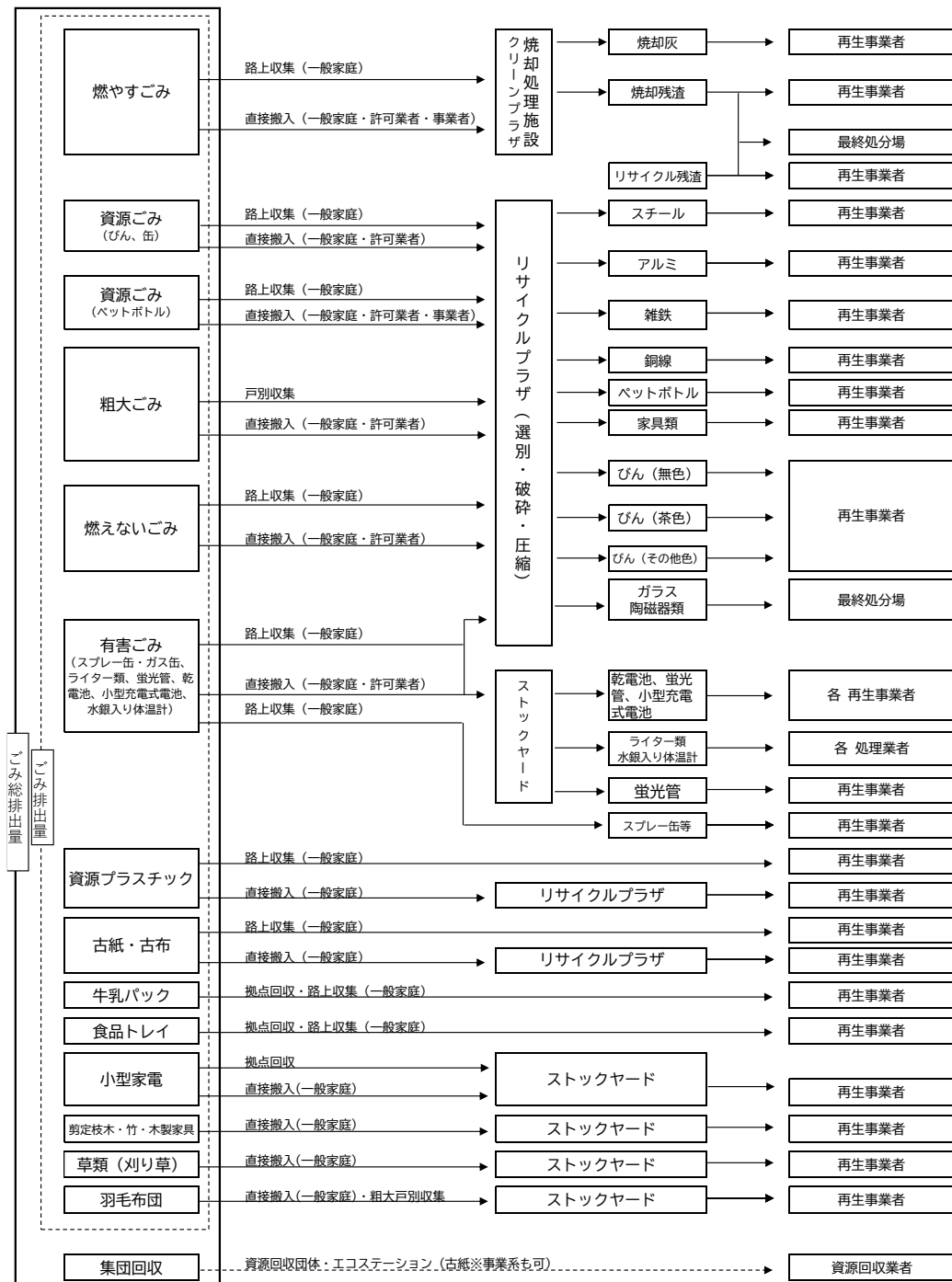


図3.1 ごみ処理フロー

表 3.1 ごみ処理主体

区分		排出抑制	分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分 (資源化)
家庭ごみ	燃やすごみ	市民	市民	市(委託) 市民	市	市
	燃えないごみ	市民	市民	市(委託) 市民	市	市
	粗大ごみ	市民	市民	市(委託) 市民	市	市
	びん・缶	市民	市民	市(委託) 市民	市	市
	ペットボトル	市民	市民	市(委託) 市民	市	市
	有害ごみ	市民	市民	市(委託) 市民		市
	古紙・古布	市民	市民	市(委託) 市民		(再生事業者)
	資源プラスチック	市民	市民	市(委託) 市民		(再生事業者)
	牛乳パック	市民	市民	市(委託) 市民		(再生事業者)
	食品トレイ	市民	市民	市(委託) 市民		(再生事業者)
	小型家電	市民	市民	市(委託) 市民		(再生事業者)
事業ごみ	燃やすごみ	排出事業者	排出事業者	許可業者 事業者	市	市
	粗大ごみ ※金属、プラを含まない	排出事業者	排出事業者	許可業者 事業者	市	市
	古紙ほか ※リサイクル可能な一般廃棄物	排出事業者	排出事業者	許可業者 事業者		市

【参考：ごみ量の概念】

潜在のごみ発生量 ごみとなる可能性を潜在的に持つものの量

ごみ発生量 生産や消費活動の結果、生じる不要物で再利用されなければごみとなる可能性のある量	発生抑制量 [Reduce] 生産者がごみになりにくい製品を生産し、消費者がごみになりにくい製品を選択するなどして、各主体が自主的に抑制すること。
---	---

ごみ排出量 収集、直接搬入されたごみの量 (委託収集、許可収集、直接搬入)	排出抑制量 ごみとして排出する前に、生産者や消費者の努力により「ごみ」となるものが抑制される量
資源化量 [Recycle] ごみから資源となるものを取り出すこと。	再利用量 [Reuse] 生産者・消費者が不要物を再利用する量。(フリーマーケット、リユースショップ等の利用)

第2節 ごみ処理体制（令和8年度現在）

1 ごみの排出抑制

中津市のごみの排出抑制に関する施策の状況は、以下に示すとおりです。

（1）ごみ減量・再資源化に向けた取り組み

ア．古紙の集団回収の支援事業

市民の環境問題に対する意識の向上及びごみの減量・資源の再利用を図るため、自主的に資源（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ）の回収活動を実施する市民団体を「資源回収推進団体」として登録し、回収量 1kg 当たり 5 円の報奨金を交付しています。

しかしながら、児童数の減少に伴う子供会等の解散・縮小や、市民団体の高齢化などの影響を受け、登録団体数及び集団回収量は減少傾向にあります。

こうした課題に対応し、さらなるごみの減量やリサイクル率の向上を図るため、いつでも古紙を持ち込める「古紙エコステーション」のモデル事業を令和4年8月から開始（小楠小学校区・豊田小学校区など）しており、市内各地区への拡大を推進しています。

表 3.2 資源回収推進団体登録数及び集団回収量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源回収推進団体数	団体	64	62	66	61	62
集団回収量	t/年	304	272	275	263	245
報奨金額	円/年	1,519,800	1,360,100	1,373,800	1,316,750	1,226,550

イ．「雑がみ」回収に対する取り組み

平成20年8月より「チャレンジ！雑がみダイエット！」を目標として、それまで燃やすごみとして処分されがちであったお菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、封筒などのリサイクル可能な紙類を「雑がみ」として分別回収する施策を展開しています。

さらに、平成25年度からは「雑がみ」を含めた古紙類の回収をより一層推進するため、路上の古紙収集回数を月1回から月2回に倍増させ、市民が排出しやすい体制の整備を図っています。

ウ．「有害ごみ」の分別区分の新設

平成26年度より、従来「燃えないごみ」として収集されていた、①ガス缶・スプレー缶、②ライター類、③乾電池、④小型充電式電池、⑤蛍光管、⑥水銀入り体温計の6品目を、新たに「有害ごみ」として分別収集する体制へと移行しました。

これにより、ガス缶やライター、充電式電池等の発火性ごみに起因する収集車や中津市クリーンプラザでの火災事故を未然に防止するとともに、乾電池や蛍光管の再資源化、および水銀を含む廃棄物の適正処理を推進しています。

エ. 使用済小型家電の回収実施

携帯電話やデジタルカメラ等に含まれる金、銅、レアメタルなどの有用金属のリサイクル（都市鉱山からの資源回収）及び最終処分場の延命化を目的に、平成 25 年 11 月より「使用済小型家電」の分別回収を実施しています。

回収方法としては、市役所や公民館などの公共施設への「専用回収ボックスの設置による拠点回収」と、中津市クリーンプラザに直接持ち込まれた不燃ごみ・粗大ごみの中から対象品目を手作業で選別する「ピックアップ回収」を併せて実施し、回収率の向上を図っています。

オ. 焼却飛灰、不燃物残渣、リサイクル残渣の再資源化（セメント原料化）実施

中津市クリーンプラザでの焼却処理に伴い発生する「焼却飛灰」については、平成 21 年度からセメント原料としての再利用（再資源化）を行っています。

さらに、再資源化の更なる促進と最終処分場の延命化を図るため、令和元年度からは不燃物等の処理後に生じる「不燃物残渣」及び「リサイクル残渣」の一部についても、同様にセメント原料として民間施設で再利用する取り組みへと拡大しています。

カ. 剪定枝木・竹・草類の再資源化への取り組み

温室効果ガス（CO₂ 等）の発生抑制及び再資源化の促進を目的に、家庭から排出される剪定枝木や木製家具類を焼却処分せず、平成 19 年度から民間施設においてウッドチップ等へと再資源化する取り組みを行っています。また、刈り草などの草類についても、令和元年度より民間施設でのたい肥化による再資源化を実施しています。

キ. 羽毛布団の再資源化の取り組み

循環型社会の形成及び温室効果ガスの発生抑制に向けた先進的な取り組みとして、令和元年度より、家庭から廃棄される羽毛布団を焼却処分せず、民間施設へと搬出して羽毛の精製・再商品化等を行う再資源化事業を推進しています。

ク. ペットボトルの単独収集

令和 2 年 8 月から開始したペットボトルの単独収集により、キャップとラベル除去の徹底やガラス片などの混入が減ったことで、再生資源としての品質基準が B ランクから A ランクに上がりました。

また、以前の「びん・缶・ペットボトル」の混合収集における選別よりも、効率的にペットボトルの選別ができるようになったことで、ペットボトルの資源搬出量が増加しています。市民の皆さんのご協力による品質基準の向上が図られたことで、再資源化するためのボトル洗浄や不純物を取り除くための工程を減らすことができ、環境負荷の低減に繋がっています。

ケ. 資源プラ（プラスチック資源）の分別収集

ごみ減量・再資源化の新たな施策の一つとして、令和3年7月から資源プラ（容器包装プラスチック）の分別収集を開始しました。

さらに、プラスチック全体のリサイクル制度の動向を踏まえ、令和5年4月からは「製品プラスチック」も回収品目に追加しました。収集した資源プラは、固形燃料化（RPF化）するサーマルリサイクルを行っています。分別収集を行い、RPFとして石油燃料の代替として使用することで、燃やすごみの減量・再資源化の推進と温室効果ガスの削減を図っています。

コ. 指定ごみ袋有料化制度およびクリーンプラザ搬入料金の改定

ごみの減量と再資源化をさらに推進するため、令和4年9月から指定ごみ袋有料化制度（1リットル当たり1円）を実施しています。対象となるのは「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の指定ごみ袋です。（次のものは、品目ごとに排出することで指定ごみ袋を使用せずに出せます。①紙おむつ、②ストーマ用装具、③腹膜透析液の空袋、小枝・草・花・落ち葉）

同時に、中津市クリーンプラザへの搬入料金も改定し、家庭系ごみの「10kg以下無料」を廃止したほか、事業系ごみの搬入料金を引き上げることで、家庭・事業所の双方における廃棄物の発生抑制（リデュース）を促しています。

（2）生ごみの削減に向けた取り組み

ア. 生ごみ処理機器等の購入補助事業

生ごみの減量を図るため、市民を対象に生ごみを堆肥化するコンポスト化容器等の購入に対して補助金の交付を行っています。電気式生ごみ処理機の入補助については平成29年度で一度終了していましたが、市民のニーズやさらなる減量推進のため、令和6年度より制度を再開しました。

また、平成22年度から簡易に堆肥化を実施できるダンボールコンポストの資材（ピートモス）の無償配布も継続して行っています。

さらに、土の微生物を利用した生ごみ処理器「なかつキエーロ」については、実証実験を経て一定の減量効果が検証できたため、令和3年度からは市が助成販売を開始し、各家庭への普及を推進しています。

表 3.3 堆肥化等容器補助件数及びダンボールコンポスト資材配布数

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみコンポスト化容器	件	34	59	35	10	22
電気式生ごみ処理機	件	-	-	-	-	56
ダンボールコンポスト資材	個	171	243	211	197	166
なかつキエーロ	器	25	161	165	57	53

※電気式生ごみ処理機は、令和6年度より購入費補助金制度の再開

※なかつキエーロは、令和2年度は実証実験のためのモニターの件数

表 3.4 補助事業の概要（令和8年度現在）

項目	補助対象経費	補助対象	補助基準	限度額
生ごみコンポスト化容器	購入費	市内在住 1世帯2基	購入費の 1/2	1基当たり 2,500円
電気式生ごみ処理機 (令和6年度より、補助金制度再開)	購入費	市内在住 1世帯1基	購入費の 1/2	30,000円
ダンボールコンポスト資材	-	市内在住 1世帯3個	無償配布	同年度に 3個まで
なかつキエーロ (令和3年度より、助成販売開始)	購入費 (助成販売)	市内在住 1世帯2基	大：5,000円 中：4,000円 小：4,500円	

-
- ・コンポスト：生ごみを微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のこと。
 - ・電気式生ごみ処理機：電気熱を利用して、生ごみを温風乾燥や微生物による分解の方法により減量、堆肥化できる装置のこと。
 - ・ダンボールコンポスト：段ボール箱を利用して生ごみの堆肥化を行うこと。
 - ・なかつキエーロ：土に含まれる微生物の力を利用した生ごみ処理

イ. 食品ロスの削減に向けた取り組み

本市では、令和3年7月の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しにおいて「食品ロス削減推進計画」を内包し、計画的に食品ロス削減に向けた施策を推進しています。日本全体で年間464万トン（令和5年度環境省推計値）発生していると言われています。食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を削減するため、中津市では宴会等での食べ残しを減らす「おおいた30・10（さんまるいちまる）運動」の推進や、市報、ホームページなどを通じた普及啓発を行い、家庭・事業所双方での食品ロス削減を図っています。

ウ. フードバンク活動の推進

食品ロス削減と、食品を必要としている個人や子ども食堂などの支援を両立するため、中津市社会福祉協議会が取り組む「フードバンク nico（ニコ）」の活動に協力しています。市役所本庁において、家庭で余った食品を個人や団体に寄付していただく「フードドライブ」を協働で実施するなど、未利用食品の有効活用に向けた取り組みを行っています。

(3) 啓発及び広報活動

ア. ごみ・リサイクルミニ集会などの啓発活動

市民に対し、多様な視点からごみ減量やリサイクルへの理解を深める機会を提供するため、市職員が自治会や各種団体等に赴く「ごみ・リサイクルミニ集会（出前講座）」を実施しています。近年は、企業等からの要望に応じ、外国人労働者や外国人住民を対象とした多言語での分別指導・啓発活動にも柔軟に対応しています。

併せて、ごみカレンダー、市報、市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、正しいごみの分別ルールや減量・再資源化の手法について、分かりやすい広報・啓発活動を継続して展開しています。

表 3.5 リサイクルミニ集会（工場見学含む）開催回数および参加人数

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	回/年	63	116	109	77	70
参加延べ人数	人/年	1,365	2,602	2,784	2,498	2,599

イ. 教育啓発活動（工場見学）の実施

将来を担う子どもたちの環境意識を高める教育啓発活動の一環として、市内全域の小学4年生を対象に中津市クリーンプラザの施設見学及びごみに関する環境学習を実施しています。また、中学生を対象に体験学習を実施し、教育啓発活動に取り組んでいます。

中津市クリーンプラザの見学は、どなたでも（1名でも可）利用できるようにしており、ごみの処理方法や再資源化の状況などを学習できる環境を整えています。

ウ. リユース（再使用）の推進に向けた取り組み

リユースの推進を図るため、中津市クリーンプラザの3階において、「アース君の部屋」を設置しています。家庭での余剰品・不用品等で再使用可能な物を無償提供していただき、必要な方に無償でお譲りする活動を実施しています。

また、市役所本庁市民ホールでは、「ゆずります・ゆずってください」コーナーを設置し、市民間でリユース情報の交換ができるようにしています。

さらに、粗大ごみ等として排出される不要品のリユースを促進し、廃棄物の削減を図るため、民間事業者（株式会社マーケットエンタープライズ）と連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を活用した取り組みを開始しました。

これまでごみとして処分されていた不要品をリユースにつなげることで、循環型社会の形成とごみ処理費用の削減を目指しています。

エ. 中津市ゼロカーボン推進パートナー制度の推進

ゼロカーボンシティの実現に向け、ごみ減量や食品ロス削減、省エネ機器の導入など環境に配慮した取り組みを主体的に行う市内の事業者や団体を「中津市ゼロカーボン推進パートナー」として認定・公表する制度を令和7年4月より開始しました。

これにより、事業者との協働体制を強化し、地域社会全体での環境意識の醸成と廃棄物排出抑制の底上げを図っています。

オ. 不法投棄対策への取り組み

中津市では、不法投棄対策として、不法投棄監視員によるパトロールや自治会などと連携した不法投棄の情報収集を行っています。

カ. 環境標語・環境ポスター・環境工作コンクールの実施

市内の小・中学生および一般市民を対象に、コンクールを実施しています。作品の制作を通じて環境問題への関心や保全意識を高め、自発的な環境美化活動、自然体験活動、3R運動などの取り組みや啓発を推進することを目的としています。

（4）事業ごみの減量・再資源化への取り組み

中津市では、事業ごみの減量・再資源化の推進を行うために、事業活動に伴って多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求めています。

中津市クリーンプラザでは、事業所から排出されるリサイクル可能な紙類について、再生可能な民間事業者での処理を依頼しています。

また、令和5年3月より事業系「剪定枝木・竹・草類」のクリーンプラザへの搬入を停止し、民間施設での再資源化を促すことで、事業ごみのさらなる減量化に努めています。

2 分別区分

中津市のごみの分別区分を表3.6に示します。

表3.6 ごみの分別区分と対象ごみ

分別区分		対象ごみ
燃やすごみ		生ごみ、貝がら、リサイクル出来ない紙類、汚れの落ちないプラスチック、皮革ゴム製品、木くず、せん定枝、使い捨てカイロ、乾燥剤、おむつ等
燃えないごみ		陶器、ガラス類、金属類、刃物類、その他複合物、電球、LED、割れた蛍光灯等
粗大ごみ		ふとん、マットレス、ふすま、たたみ、いす、こたつ、電化製品（※家電リサイクル法対象品目を除く）等
資源プラスチック		容器包装プラスチック、製品プラスチック
びん・缶		飲料、酒、化粧品、調味料等のびん 飲料、缶詰、ミルク缶等の缶
ペットボトル		飲料水、酒類用、調味料等のペットボトル等
有害ごみ	ガス缶・スプレー缶	ガス缶・スプレー缶
	ライター類	ライター類
	乾電池	乾電池
	小型充電式電池	モバイルバッテリー、電子タバコ等
	蛍光灯	蛍光灯
	水銀入り体温計	水銀入り体温計、水銀入り血圧測定器
古紙・古布・ 雑がみ	新聞	新聞紙、折り込み広告
	雑誌類	雑誌、本、教科書、カタログ、ノート
	雑がみ	包装紙、菓子箱、はがき、便せん、封筒
	段ボール	段ボール
	古布	衣類、帽子、タオル、シーツ、カーテン
牛乳パック		牛乳パック、ジュースパック (古紙もしくは拠点回収)
食品トレイ		食品トレイ(資源プラもしくは拠点回収)
小型家電		15cm×25cm×30cm以下の家電製品(拠点回収) (※家電リサイクル法対象品目を除く)

3 収集・運搬体制

① 家庭ごみ

燃やすごみ、燃えないごみ、有害ごみ、びん・缶、ペットボトル、古紙・古布、資源プラの各品目は、戸別収集方式とステーション方式を併用して収集を行っています。収集作業の効率化を図るため、ごみ集積ボックスを自主的に整備する地域団体に対して購入費の補助を行い、ステーション方式への移行を推進しています。

また、一部の資源物については、以下のとおり回収ボックス等を用いた拠点回収を実施しています。

- ・食品トレイ・牛乳パック（旧中津地区）

市内のスーパー、公民館などの公共施設(51ヶ所)に回収ボックスを設置しています。

- ・小型家電

平成25年11月より、市内の公共施設(23ヶ所)に回収ボックスを設置しています。

- ・古紙（古紙エコステーション）

市民がいつでも古紙を持ち込める「古紙エコステーション」の運用を令和4年8月から開始しています。今後は市内各地区への拡大を進めていきます。

表3.7 ごみの収集頻度・排出方法・収集形態

収集区分		収集頻度	収集方法	排出方法	収集運搬
燃やすごみ		2 回/週	戸別収集方式	指定ごみ袋	委託
燃えないごみ		1 回/月	ステーション方式		
粗大 ごみ	旧中津地区	1 回/週	戸別収集方式	—	
	旧下毛地区	2 回/月			
資源プラスチック		2～3 回/ 月	戸別収集方式 ステーション方式	無色透明の袋	
びん・缶		2 回/月	戸別収集方式 ステーション方式	無色透明の袋	
ペットボトル		2 回/月			
有害ごみ		1 回/2 月		紐で括る又は 無色透明の袋 【拠点回収ボックス】	
古紙・古布・雑がみ		2 回/月			
牛乳パック ※古紙又は拠点回収		適時	拠点回収方式	紐で括る又は 無色透明の袋 【拠点回収ボックス】	
食品トレイ ※資源プラ又は拠点回収		適時	拠点回収方式	無色透明の袋 【拠点回収ボックス】	
小型家電		適時	拠点回収方式	【拠点回収ボックス】	

② 事業ごみ

事業ごみの排出責任は事業者にあります。そのため、収集運搬については、排出事業者自らが行うか、もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して行うこととなります。

戸別収集方式： 各家庭の玄関先に出されたごみを、一軒ずつ収集していく方式のこと。

ステーション方式： 自治体等で定められた特定の場所に、ごみを出す方式のこと。

許可業者： 中津市が事業系ごみの収集運搬を許可した業者のこと。

4 一般廃棄物（ごみ）処理手数料

令和4年9月から燃やすごみ及び燃えないごみについては、指定ごみ袋有料化制度を導入し、排出量に応じて処理手数料を徴収しており、費用負担の公平化やごみの減量化及び再資源化を推進しています。

また一方で、再資源化を推進するために資源プラスチック、ペットボトル、びん・缶等は市販品の45L以内の透明袋に入れて排出するようにしています。

粗大ごみなどは、自らクリーンプラザへ直接搬入するか、市に戸別収集を依頼するか、もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼するかの方法によります。

表 3.8 ごみ処理手数料

区分	種類	荷姿	価格など	直接搬入 施設使用料	備考
家庭ごみ	燃やすごみ	指定ごみ袋（40L）	40円/枚	66円/10kg	1組10枚入
		指定ごみ袋（30L）	30円/枚		
		指定ごみ袋（20L）	20円/枚		
		指定ごみ袋（10L）	10円/枚		
	燃えないごみ	指定ごみ袋（40L）	40円/枚		
		指定ごみ袋（20L）	20円/枚		
		指定ごみ袋（10L）	10円/枚		
	資源プラスチック	市販品の透明袋	-		45L以内
	古紙	紐でくる （雑紙は透明袋）	-	無料	-
	古布	市販品の透明袋	-	66円/10kg	45L以内
	びん・缶	市販品の透明袋	-		
	ペットボトル	市販品の透明袋	-		
事業ごみ	有害ごみ	市販品の透明袋	-		
	小型家電	-	-		回収ボックス
	粗大ごみ	-	戸別収集の場合は220円～2,200円		戸別収集もしくは直接搬入
	剪定枝木・草類	市販品の透明袋（直接搬入はそのまま）	-		多量の場合は直接搬入
事業ごみ	燃やすごみ	-	-	150円/10kg	許可業者もしくは直接搬入
	古布・可燃粗大	-	-		

(1) ごみ焼却施設の概要

本施設は、平成 11 年 4 月の稼働開始から 27 年が経過した施設となっています。設備の老朽化等に伴う修繕・工事は、平成 23 年度に策定した長期修繕計画に基づき、計画的に修繕や改修工事を実施しています。また、焼却飛灰をセメントの原料とするため、平成 21 年 6 月に焼却飛灰（ダスト）積込設備を整備しています。

名 称	中津市クリーンプラザ
供 用 開 始	平成 11 年 4 月
運 転 管 理 体 制	委託
焼却対象廃棄物	燃やすごみ（委託分・直接搬入分） 破碎残渣（リサイクルプラザ処理後）
処 理 方 法	連続運転：流動床方式
処 理 能 力	150 t / 24 h （75 t / 24 h × 2 炉）
主 要 設 備	受入供給設備 ：ピットアンドクレーン方式 焼却設備 ：流動床式焼却炉 排ガス冷却設備 ：水噴射方式 排ガス処理設備 ：乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ 余熱利用設備 ：温水熱交換方式 通風設備 ：平衡通風式 灰出し設備 ： （主灰）振動篩＋磁選機 （飛灰）キレート処理＋セメント固化 焼却飛灰(ダスト)積込設備 ：飛灰貯留槽・搬出積込設備 排水処理設備 ： （ピット汚水） 炉内噴霧蒸発散化処理方式 （プラント排水）場内循環利用無放流方式

(2) 再資源化施設の状況

中津市リサイクルプラザの施設概要を表 3.10 に示します。

本施設では、燃えないごみ・粗大ごみ・資源ごみ（びん・缶、ペットボトル）などを破碎又は選別処理を行うことにより、再資源化物の回収やごみの減量・減容化を進めています。

表 3.10 再資源化施設の概要

名 称	中津市リサイクルプラザ
供 用 開 始	平成 11 年 4 月
運 転 管 理 体 制	委託
対 象 廃 棄 物	びん・缶・ペットボトル 燃えないごみ 粗大ごみ（可燃性・不燃性）
処 理 能 力	20 t / 5 h
主 要 設 備	受入供給設備 破碎設備 可燃性粗大破碎機 二軸せん断機 回転式破碎機 搬送設備 選別設備 （磁選機・アルミ選別機・粒度選別機・風力選別機・手選別） 再生設備 （金属圧縮機・ペットボトル減容機） 貯留・搬出設備 集じん設備 （サイクロン・バグフィルタ・送風機・除じん機）

6 最終処分体制

中津市一般廃棄物埋立処分場の施設概要を表 3.11 に示します。

本施設は、第1埋立処分地と第2埋立処分地からなっています。平成3年より供用を開始し、平成23年3月に第1埋立処分地の嵩上げ※を実施しています。

平成21年7月からは、それまで埋立処分していた焼却飛灰をセメントの原料として有効活用し、さらに令和元年9月からは、不燃物残渣（焼却残渣およびリサイクル残渣）の一部についてもセメントの原料等として有効活用することで、再資源化の促進と最終処分量の削減を進めています。

また、平成26年2月から、最終処分場の維持管理経費削減を目的として、浸出水の下水道放流を行っています。

これまでの取り組みにより、令和39年度まで使用できる見通しとなっています。

表 3.11 最終処分場の施設概要

名 称	中津市一般廃棄物埋立処分場
供 用 開 始	平成3年4月
運 転 管 理 体 制	委託
埋立対象廃棄物	焼却残渣（焼却灰・飛灰）、不燃物、し尿処理汚泥
遮 水 工	有
埋 立 構 造	準好気性埋立構造
埋 立 面 積	38,000 m ²
埋 立 容 積	165,540 m ³
浸出水処理設備	原水貯留、送水施設
浸出水処理能力	下水道施設へ放流

※平成23年3月に嵩上げ工事を実施し、埋立容量は次のとおり増加した。

第1埋立処分地 （嵩上げ前）70,660 m³ → （嵩上げ後）100,350 m³

第2埋立処分地の 65,190 m³と合わせ 165,540 m³となっています。

第3節 ごみ処理の実績（令和2年度から令和6年度の5年間の実績）

1 ごみ発生量の実績

（1）ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移を図3.2、表3.12、表3.13に示します。

ごみ総排出量は、令和2年度をピークに減少傾向を示しており、令和6年度は24,888tとなっています。特に令和4年度から令和5年度にかけては、令和4年9月からの指定ごみ袋有料化など様々な施策に一体的に取り組んだことにより、大きく減少しています。

ごみ総排出量原単位（一人一日当たりごみ総排出量）は、これまで全国及び大分県の平均値を上回っていましたが、令和6年度には全国平均および大分県平均を下回っています。

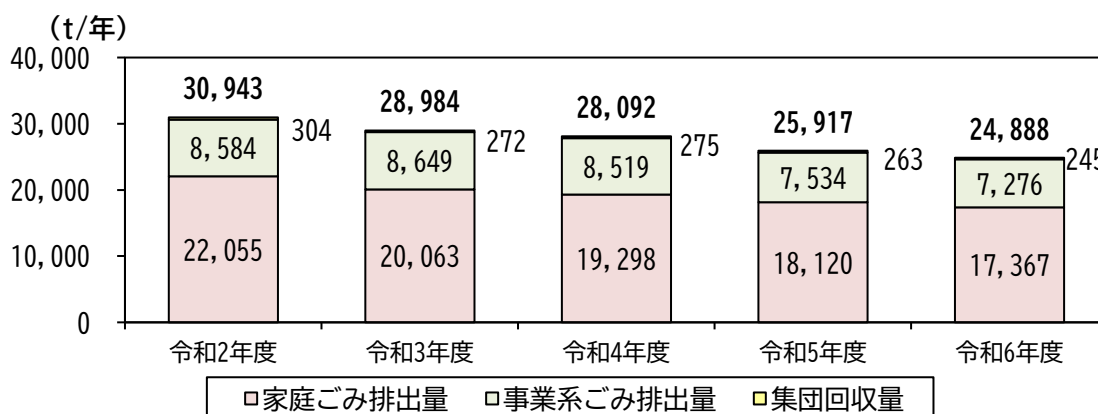


図3.2 ごみ総排出量の推移

表3.12 ごみ総排出量の推移

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭ごみ排出量	t/年	22,055	20,063	19,298	18,120	17,367
事業系ごみ排出量	t/年	8,584	8,649	8,519	7,534	7,276
集団回収量	t/年	304	272	275	263	245
合計	t/年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888

表3.13 ごみ総排出量原単位の推移（一人一日当たりごみ総排出量）

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467
ごみ総排出量	t/年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888
ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,012	953	926	858	837
全国平均※	g/人・日	901	890	880	851	839
大分県平均※	g/人・日	950	946	937	906	884

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）による。

また、集団回収量を含めた家庭ごみ排出量原単位は、全国平均をわずかに上回っていますが、大分県平均と同水準となっています。事業系ごみ排出量原単位は、全国平均および大分県の平均値を下回って推移しています。

表 3.14 家庭ごみ排出量原単位の推移（集団回収量を含む）

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467
家庭ごみ排出量	t/年	22,055	20,063	19,298	18,120	17,367
集団回収量	t/年	304	272	275	263	245
家庭ごみ排出量原単位 （集団回収量を含む）	g/人・日	731	669	646	608	592
全国平均※	g/人・日	652	639	623	596	584
大分県平均※	g/人・日	651	645	636	613	592

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）による。

※家庭ごみ排出量原単位は、一人一日当たり家庭ごみ排出量にて比較した。

表 3.15 事業系ごみ排出量原単位の推移（一人一日当たり排出量）

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467
事業系ごみ排出量	t/年	8,584	8,649	8,519	7,534	7,276
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	281	285	281	250	245
全国平均※	g/人・日	253	256	262	260	260
大分県平均※	g/人・日	300	301	301	293	292

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）による。

※事業系ごみ排出量原単位は、一人一日当たり事業系ごみ排出量にて比較した。

(2) ごみ総排出量の内訳

1) 燃やすごみ排出量

燃やすごみ排出量の推移を図3.3、表3.16に示します。燃やすごみ排出量は、令和2年度以降、減少傾向を示しており、令和6年度は19,338tとなっています。令和4年9月からのごみ袋有料化制度や搬入料金の改定、および令和3年7月から資源プラ（容器包装プラスチック等）の分別収集開始などの施策が、ごみの減量に寄与していると考えられます。

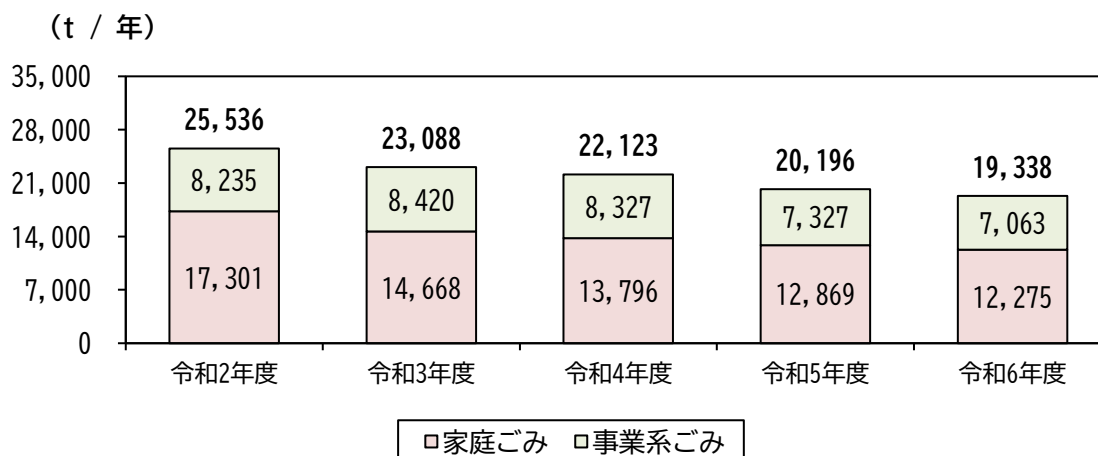


図3.3 燃やすごみ排出量の推移

表3.16 燃やすごみ排出量の推移

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭ごみ	t/年	17,301	14,668	13,796	12,869	12,275
委託収集	t/年	16,249	13,529	12,721	11,932	11,361
直接搬入	t/年	1,052	1,139	1,075	937	914
事業系ごみ	t/年	8,235	8,420	8,327	7,327	7,063
許可収集	t/年	7,962	8,176	8,098	7,293	7,044
直接搬入	t/年	273	244	229	34	19
合計	t/年	25,536	23,088	22,123	20,196	19,338

2) 燃えないごみ排出量

燃えないごみ排出量の推移を図3.4、表3.17に示します。

燃えないごみ排出量は、家庭ごみ・事業系ごみともに減少傾向を示しており、令和6年度は480tとなっています。こちらも、ごみ袋有料化制度などの減量化に向けた取り組みが影響していると考えられます。

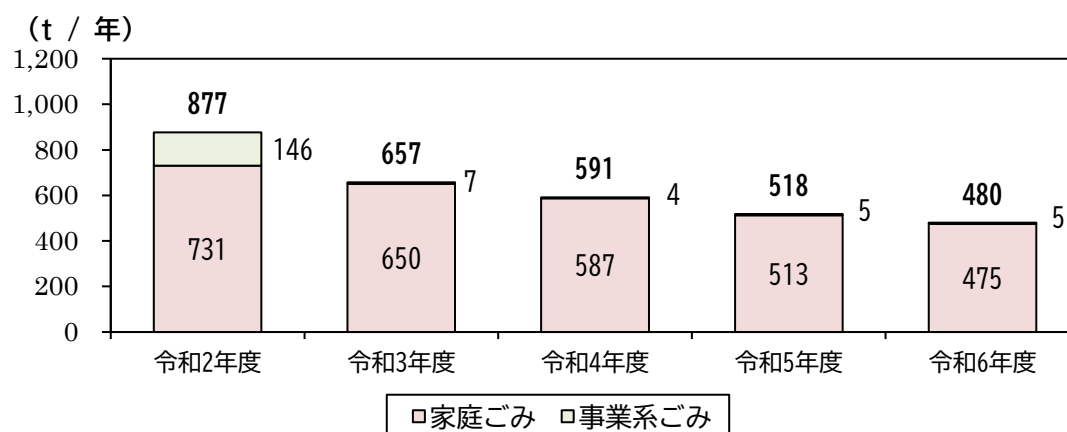


図3.4 燃えないごみ排出量の推移

表3.17 燃えないごみ排出量の推移

項 目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭ごみ	t/年	731	650	587	513	475
委託収集	t/年	357	325	296	260	252
直接搬入	t/年	374	325	291	253	223
事業系ごみ	t/年	146	7	4	5	5
許可収集	t/年	142	6	2	4	3
直接搬入	t/年	4	1	2	1	2
合計	t/年	877	657	591	518	480

3) 有害ごみ排出量

有害ごみ排出量の推移を図 3.5 及び表 3.18 に示します。

有害ごみ排出量は、令和 6 年度は 53t となっており、横ばいに推移しています。

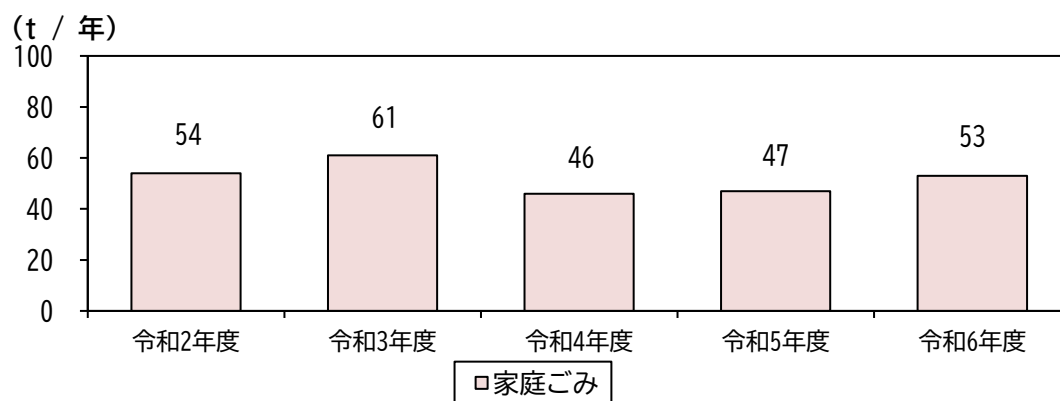


図 3.5 有害ごみ排出量の推移

表 3.18 有害ごみ排出量の推移

項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
家庭ごみ	t/年	54	61	46	47	53
委託収集	t/年	48	55	41	43	45
直接搬入	t/年	6	6	5	4	8
合計	t/年	54	61	46	47	53

4) 粗大ごみ排出量

粗大ごみ排出量の推移を図 3. 6、表 3. 19 に示します。

粗大ごみ排出量の推移は、減少傾向を示しており、令和 6 年度は 1, 600t となっています。

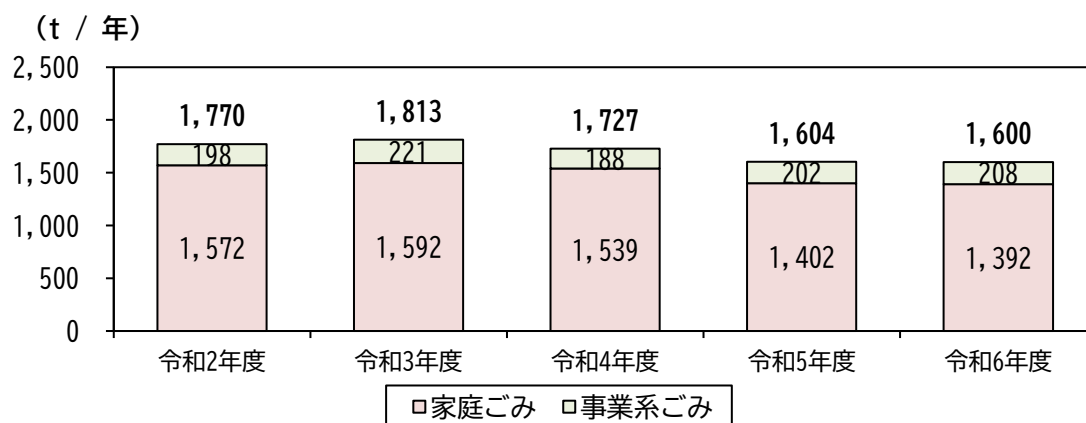


図 3. 6 粗大ごみ排出量の推移

表 3. 19 粗大ごみ排出量の推移

項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
家庭ごみ	t/年	1, 572	1, 592	1, 539	1, 402	1, 392
委託収集	t/年	21	19	17	16	20
直接搬入	t/年	1, 551	1, 573	1, 522	1, 386	1, 372
事業系ごみ	t/年	198	221	188	202	208
許可収集	t/年	169	188	156	165	176
直接搬入	t/年	29	33	32	37	32
合計	t/年	1, 770	1, 813	1, 727	1, 604	1, 600

5) びん・缶・ペットボトル排出量

びん・缶・ペットボトル排出量の推移を、図 3.7、表 3.20 に示します。

びん・缶・ペットボトル排出量は、微減傾向で推移しており、令和 6 年度は 915t となっています。なお、令和 2 年 8 月からは「ペットボトル」の単独収集を開始し、リサイクルの品質向上に努めています。

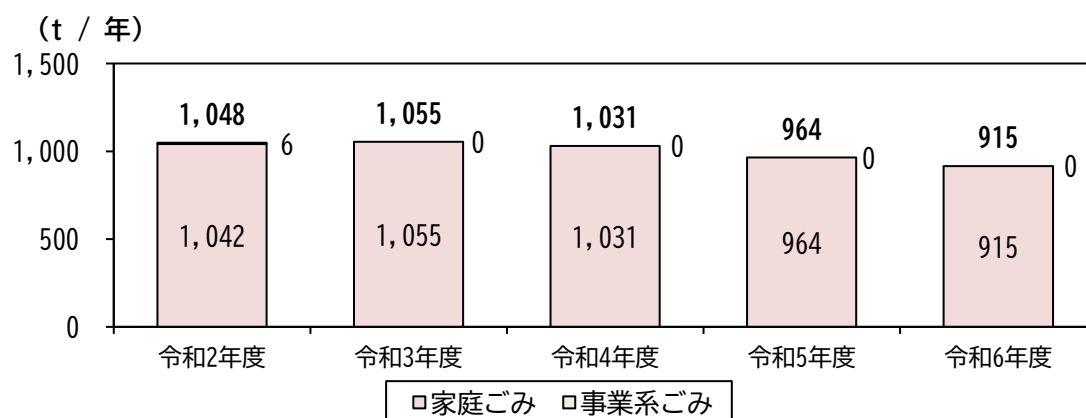


図 3.7 びん・缶・ペットボトル排出量の推移

表 3.20 びん・缶・ペットボトル排出量の推移

項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
家庭ごみ	t/年	1,042	1,055	1,031	964	915
委託収集	t/年	968	989	978	917	877
直接搬入	t/年	74	66	53	47	38
事業系ごみ	t/年	6	0	0	0	0
許可収集	t/年	4	0	0	0	0
直接搬入	t/年	2	0	0	0	0
合計	t/年	1,048	1,055	1,031	964	915

6) 牛乳パック排出量

牛乳パック排出量の推移を、図 3.8 に示します。

牛乳パック排出量は、減少傾向で推移しており、令和 6 年度は 8t となっています。

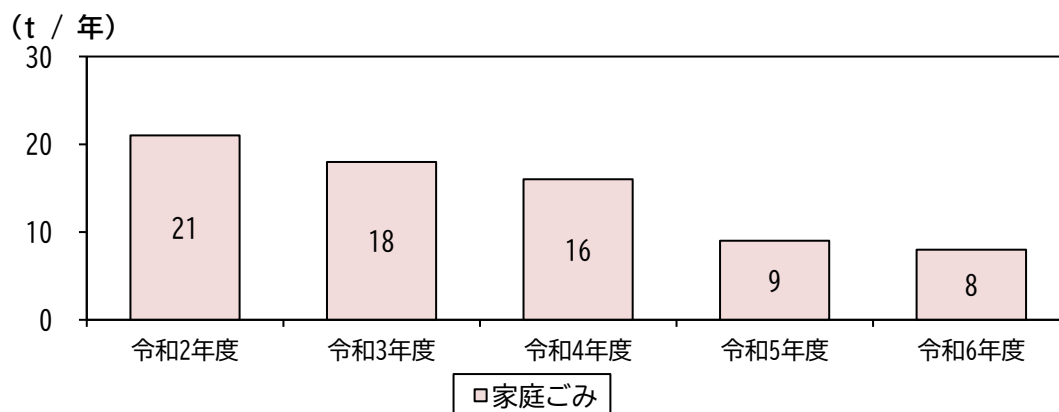


図 3.8 牛乳パック排出量の推移

7) 食品トレイ排出量

食品トレイ排出量の推移を、図 3.9 に示します。

食品トレイ排出量は、減少傾向を示しており、令和 6 年度は 3t となっています。令和 3 年 7 月より資源プラの分別収集が開始されたことに伴い、旧下毛地区での発泡スチロール・食品トレイの路上回収を終了したことなどが影響していると考えられます。

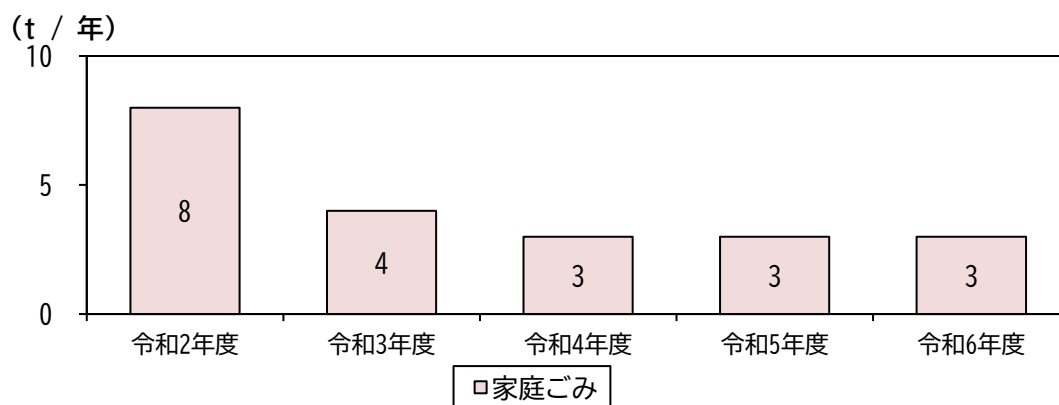


図 3.9 食品トレイ排出量の推移

古紙排出量

古紙排出量の推移を、図 3.10 に示します。

古紙排出量は、横ばい傾向になっており、令和 6 年度は 1,170t となっています。

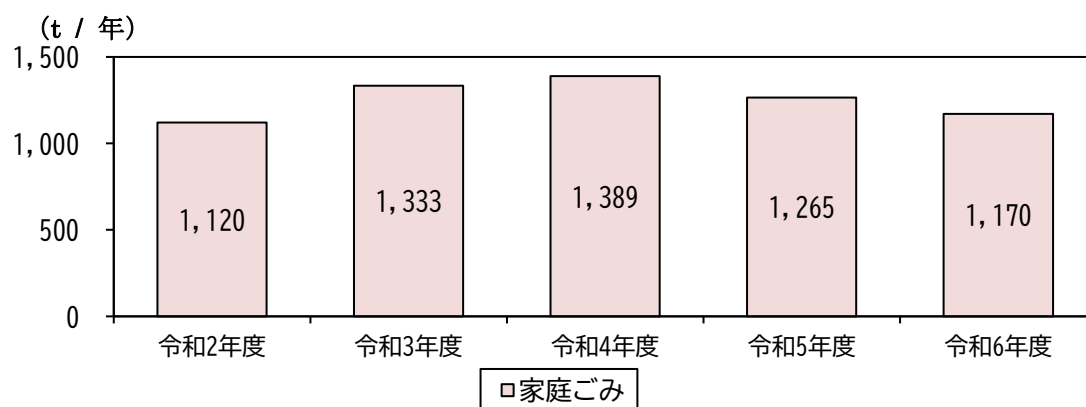


図 3.10 古紙排出量の推移

9) 古布排出量

古布量の推移を、図 3.11 に示します。

古布排出量は、増加傾向を示しており、令和 6 年度は 396t となっています。

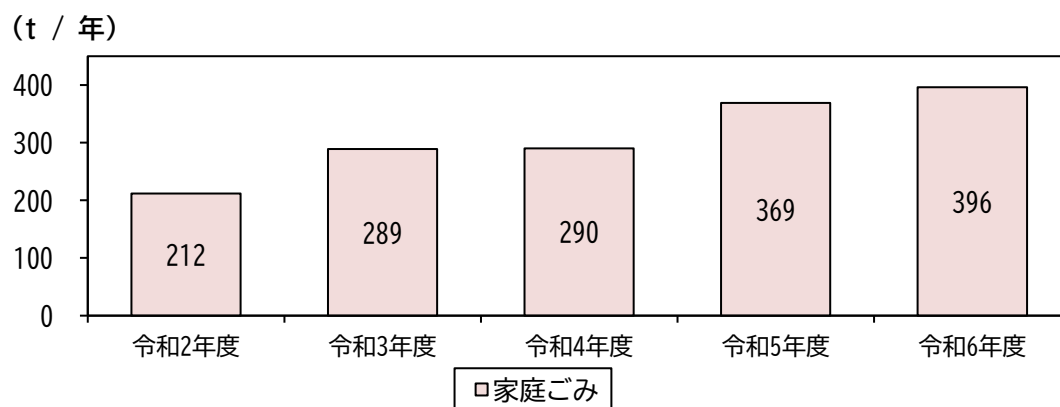


図 3.11 古布排出量の推移

10) 小型家電排出量

小型家電排出量の推移を、図 3.12 に示します。

小型家電排出量の推移は、横ばい傾向を示しており、令和6年度は17t となっています。

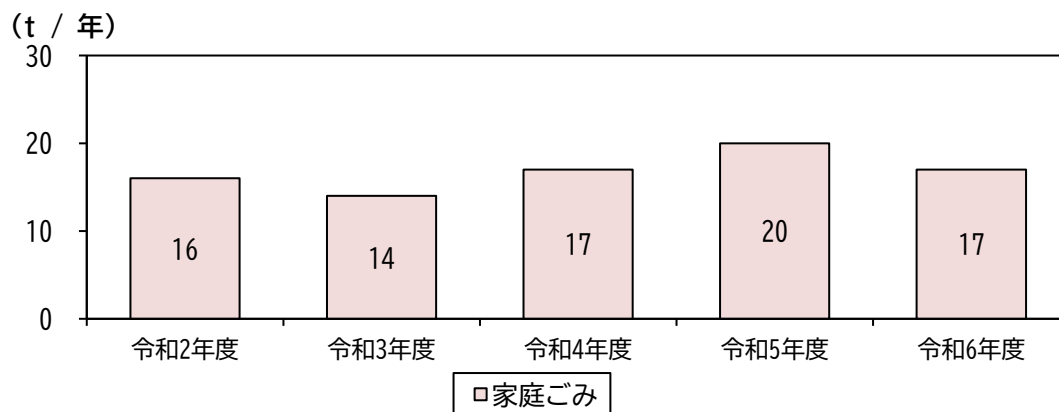


図 3.12 小型家電排出量の推移

11) 集団回収量

集団回収量の推移を、図 3.13 に示します。

集団回収量は、児童数の減少や資源回収団体数の減少に伴い、減少傾向を示しています。

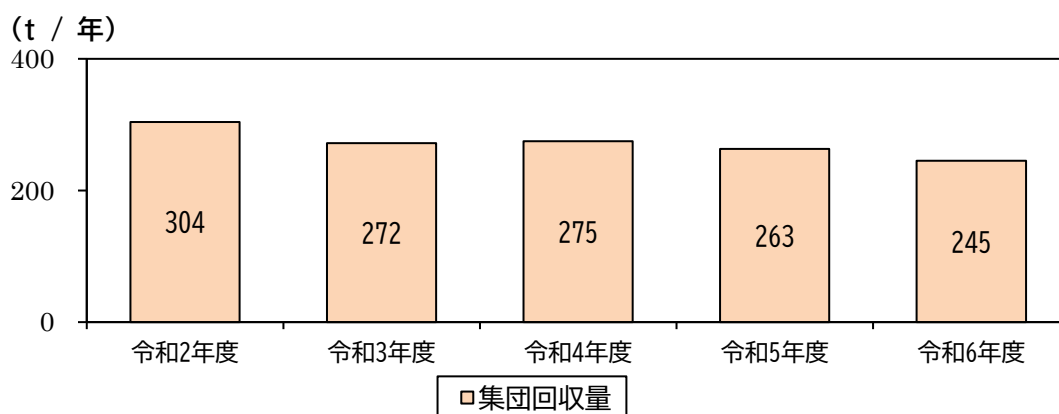


図 3.13 集団回収量の推移

2 収集・運搬の実績

(1) 家庭ごみ

家庭ごみの収集・運搬量の推移を、図 3.14、表 3.21 に示します。収集・運搬量の推移は引き続き減少傾向を示しており、令和 6 年度は 17,367t となっています。令和 4 年 9 月からの指定ごみ袋有料化制度の導入やクリーンプラザへの搬入料金改定（10kg 以下無料の廃止）などに伴う、家庭ごみ排出量の減少が影響していると考えられます。

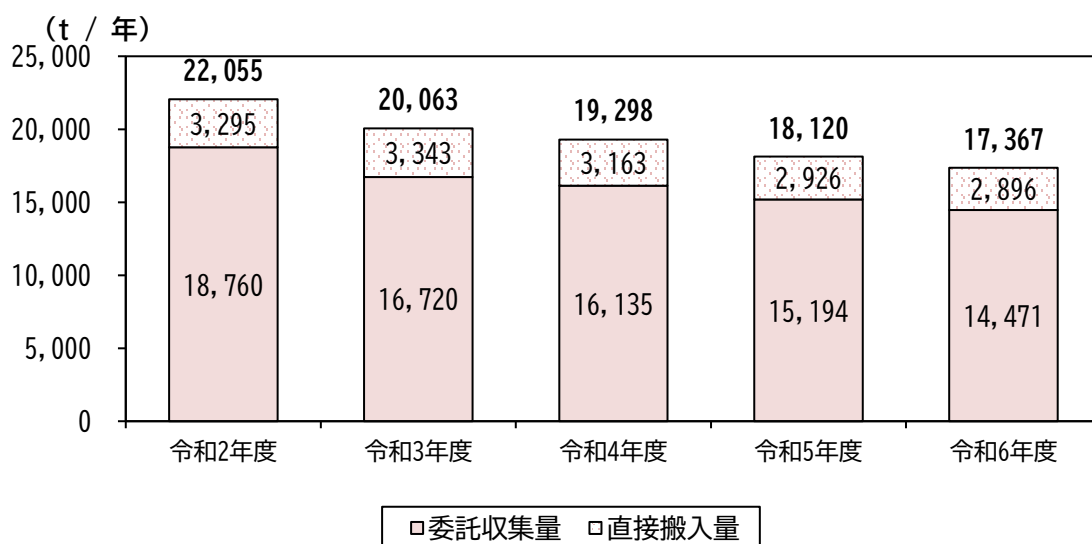


図 3.14 家庭ごみの収集・運搬量の推移

表 3.21 家庭ごみの収集・運搬量の推移

項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
委託収集量	t/年	18,760	16,720	16,135	15,194	14,471
直接搬入量	t/年	3,295	3,343	3,163	2,926	2,896
合計	t/年	22,055	20,063	19,298	18,120	17,367

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの搬入量の推移を、図 3.15、表 3.22 に示します。

搬入量の推移は減少傾向となっており、令和 6 年度は 7,276t となっています。令和 4 年 9 月からのクリーンプラザ搬入料金の改定（110 円から 150 円への引き上げ）や、令和 5 年 3 月からの事業系「剪定枝木・竹・草類」のクリーンプラザへの搬入停止などの取り組みが、事業系ごみの減量に寄与していると考えられます。

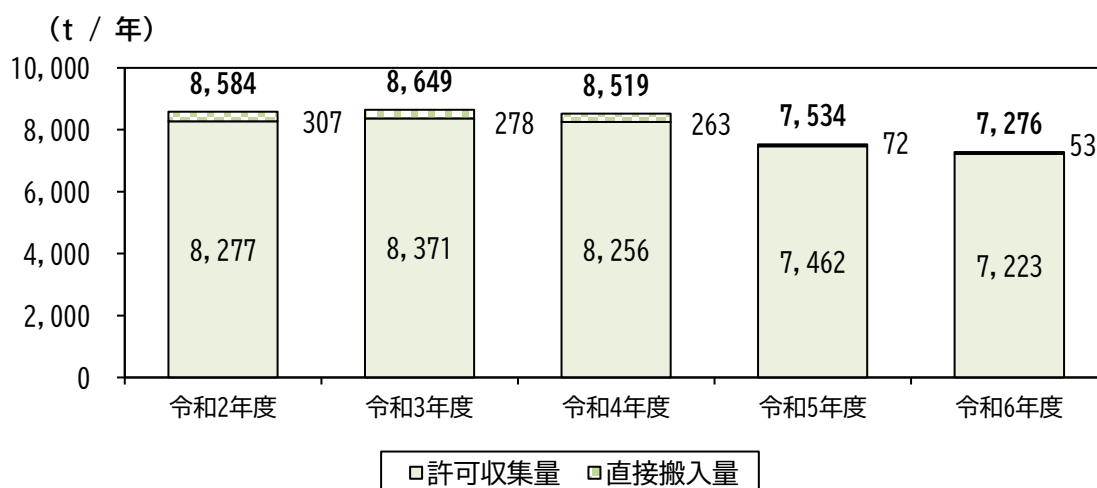


図 3.15 事業系ごみの搬入量の推移

表 3.22 事業系ごみの搬入量の推移

項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許可収集量	t/年	8,277	8,371	8,256	7,462	7,223
直接搬入量	t/年	307	278	263	72	53
合計	t/年	8,584	8,649	8,519	7,534	7,276

3 中間処理の実績

焼却処理による減量・減容化量の推移を表 3.23 に示します。

家庭ごみ及び事業系ごみのうち、可燃性ごみは中津市の焼却施設で焼却処理することで減量・減容化を図っています。中津市は、平成 17 年 3 月の市町村合併後、平成 20 年 3 月に耶馬溪焼却場を閉鎖し、現在は、中津市クリーンプラザのみで焼却処理を行っています。焼却処理による減量化率は、引き続き 90%以上で推移しており、令和 6 年度は 92.2%となっています。燃えないごみ、粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル等については、リサイクルプラザで適正処理しています。

表 3.23 焼却処理における減量・減容化量の推移

項目		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
焼却量		t / 年	26,474	25,344	23,838	22,247	21,188
焼却 残渣	埋立対象物	t / 年	189	130	35	40	61
	不燃物残渣 (セメント原料)	t / 年	270	298	302	250	204
	焼却飛灰 (セメント原料)	t / 年	1,610	1,536	1,574	1,453	1,382
減量化率			92.2%	92.3%	92.0%	92.2%	92.2%

4 最終処分の実績

埋立処分量及び埋立処分率の推移を表 3.24 に示します。

中津市クリーンプラザ及びリサイクルプラザにおいて、再資源化・減量化を行った後、処理残渣は中津市一般廃棄物埋立処分場で適正に埋立処分しています。埋立処分率は、継続して 5%以下で推移しており、再資源化の推進等により近年は 1%を下回る水準まで低下し、令和 6 年度は 0.5%となっています。

表 3.24 埋立処分量及び処分率の推移

項目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
焼却残渣	t / 年	189	130	35	40	61
リサイクルプラザ残渣 (埋立処分)	t / 年	212	251	291	109	65
埋立処分量	t / 年	401	381	326	149	126
埋立処分率	—	1.3%	1.3%	1.2%	0.6%	0.5%
(ごみ排出量)	t / 年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888
備考：覆土等の埋立物	t / 年	3,446	3,369	3,400	3,097	3,073

減量化率： $100\% - (\text{焼却残渣量} \div \text{焼却量})$ として算出したもの。

5 再資源化の実績

(1) 集団回収量

集団回収量は、ペーパーレス化、児童数の減少、資源回収団体数の減少に伴い減少傾向にあります。

表 3.25 集団回収量の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	t/年	304	272	275	263	245
資源回収推進団体数	団体	64	62	66	61	62

(2) 資源ごみ排出量

資源ごみ排出量の推移を表 3.26 に示します。

資源ごみ排出量は、全体として増減を繰り返しながら推移しており、令和6年度は4,012tとなっています。令和6年度における資源ごみの種類別構成比は、古紙が最も多く29.2%を占めており、次いでびん・缶・ペットボトルが22.8%、剪定枝木・家具類・竹・草が19%、令和3年度から分別収集を開始した資源プラが17.2%となっています。

表 3.26 資源ごみ排出量の推移（集団回収量を除く）

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比 (R6年度)
びん・缶・ペットボトル	t/年	1,048	1,055	1,031	964	915	22.8%
古紙（集団回収量を除く）	t/年	1,120	1,333	1,389	1,265	1,170	29.2%
古布	t/年	212	289	290	369	396	9.9%
資源プラ	t/年	-	399	606	683	690	17.2%
牛乳パック	t/年	21	18	16	9	8	0.2%
食品トレイ	t/年	8	4	3	3	3	0.1%
乾電池	t/年	23	23	20	15	26	0.6%
リサイクル家電	t/年	6	6	2	0	0	0.0%
蛍光管	t/年	4	7	4	4	4	0.1%
小型家電	t/年	16	14	17	20	17	0.4%
スプレー缶・ガス缶	t/年	24	26	20	21	21	0.5%
剪定枝木・家具類・竹・草	t/年	1,248	1,360	1,346	669	762	19.0%
合 計	t/年	3,730	4,534	4,744	4,022	4,012	100.0%

(3) 中間処理による再資源化量

中間処理による再資源化量の推移を表 3.27 に、ごみ総排出量に対する再資源化量の割合であるリサイクル率を表 3.28 に示します。

リサイクル率を大分県内および全国と比較しますと、令和2年度以降は全国平均・大分県平均を常に上回る数値で推移しており、特に資源プラの分別収集が本格化した令和3年度以降は25%を超える高い水準を維持しています。

リサイクル率： ごみ排出量に占める再資源化量の割合。

表 3.27 中間処理による再資源化量の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉄	t/年	312	312	269	241	222
雑鉄	t/年	205	177	172	166	131
スプレー缶・ガス缶	t/年	24	26	20	21	21
アルミ	t/年	167	171	172	172	149
銅線	t/年	12	9	9	8	7
ペットボトル	t/年	241	274	285	296	268
ガラス	t/年	320	332	181	379	311
	無色	t/年	127	132	62	123
	茶色	t/年	152	150	107	175
	その他	t/年	41	50	12	81
牛乳パック	t/年	21	18	16	9	8
食品トレイ	t/年	8	4	3	3	3
古紙（集団回収量を除く）	t/年	1,120	1,333	1,389	1,265	1,170
古布	t/年	212	289	290	369	396
資源プラ	t/年	-	399	606	683	690
乾電池・小型充電式電池	t/年	23	23	20	15	26
リサイクル家電	t/年	6	6	2	0	0
剪定枝木・家具類・草類	t/年	1,248	1,360	1,346	669	762
蛍光灯	t/年	4	7	4	4	4
小型家電	t/年	16	14	17	20	17
焼却飛灰	t/年	1,610	1,536	1,574	1,453	1,382
不燃物残渣	t/年	270	298	302	250	204
リサイクル残渣	t/年	451	409	416	396	401
合計	t/年	6,270	6,997	7,093	6,419	6,172

表 3.28 再資源化量及びリサイクル率の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ総排出量	t /年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888
再資源化量 (集団回収量を含む)	t /年	6,574	7,269	7,368	6,682	6,417
リサイクル率	-	21.2%	25.1%	26.2%	25.8%	25.8%
全国平均	-	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	19.3%
大分県平均	-	19.0%	18.7%	18.3%	18.1%	17.3%

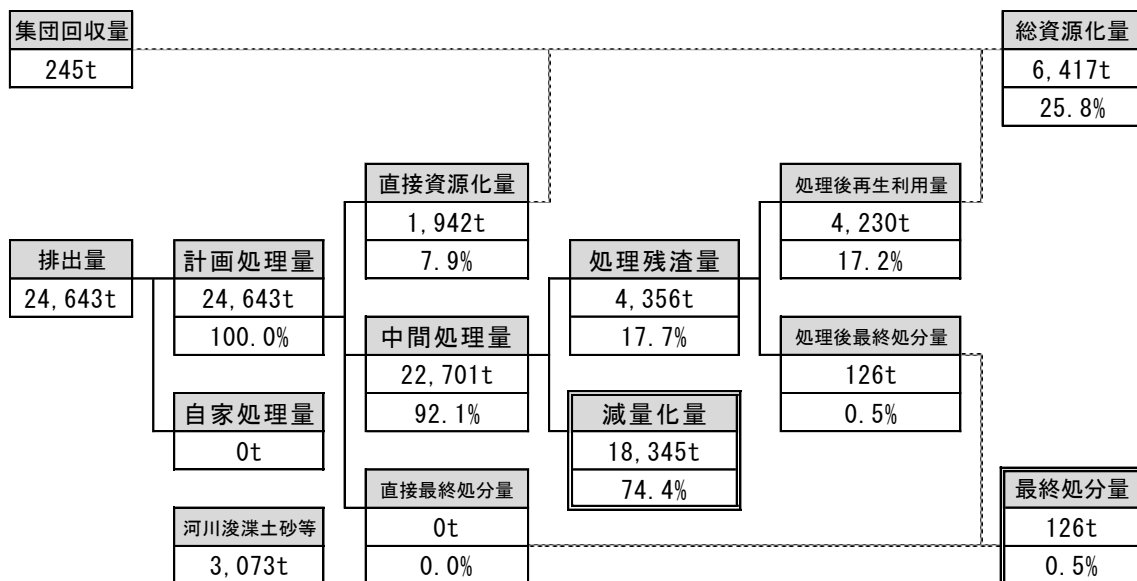
※再資源化量には焼却飛灰を含む。

ごみの減量化及び再資源化の流れを、図 3.16 に示します。

令和 6 年度のごみ総排出量（排出量＋集団回収量）は 24,888 t であり、総再資源化量は 6,417 t、リサイクル率は 25.8%となります。中間処理による減量化量は 18,345 t であり、計画処理量の 74.4%が減量化されています。

また、中間処理等による減量化・再資源化が進んだ結果、埋立処分量は 126t となっており、ごみ総排出量に対する埋立処分率は 0.5%にまで減少しています。

なお、中間処理量のうち焼却量は 21,188 t であり、中津市のクリーンプラザで焼却処理を行っています。



直接再資源化量	：クリーンプラザで中間処理を行わずに、そのままリサイクルに回される資源の量（古紙・古布・資源プラ・剪定枝木など）
中間処理量	：クリーンプラザで焼却・破碎・選別などの処理をされたごみの量
減量化量	：主に焼却によって減ったごみの量
集団回収量	：資源回収団体（自治会や子ども会など）が集めた古紙の量とエコステーションで回収された古紙の量
処理残渣量	：焼却後の灰や破碎・選別後に残るごみの量
処理後再生利用量	：焼却した後の灰などをセメント原料化するなどリサイクルした量
最終処分量	：埋立処分場に埋め立てられた量

6 ごみの組成

(1) ごみの組成

中津市クリーンプラザにて実施した令和5年度燃やすごみの組成調査結果を図3.17に、ごみ組成の経年変化（平均値）を図3.18に示します。

家庭から排出される燃やすごみの中身の分析を目的としたごみ組成分析を令和5年度に行いました。令和5年度の構成比は、厨芥類が最も多く42.3%を占めており、次いで資源プラが13.9%、紙類が13.5%、木・竹・わら類が7.1%、布類が2.4%、ペットボトルが0.2%となっています。また、燃やすごみに混じっている資源物の割合は30.0%となっています。資源物を適正に分別し排出することで、燃やすごみの減量と再資源化を更に推進できます。

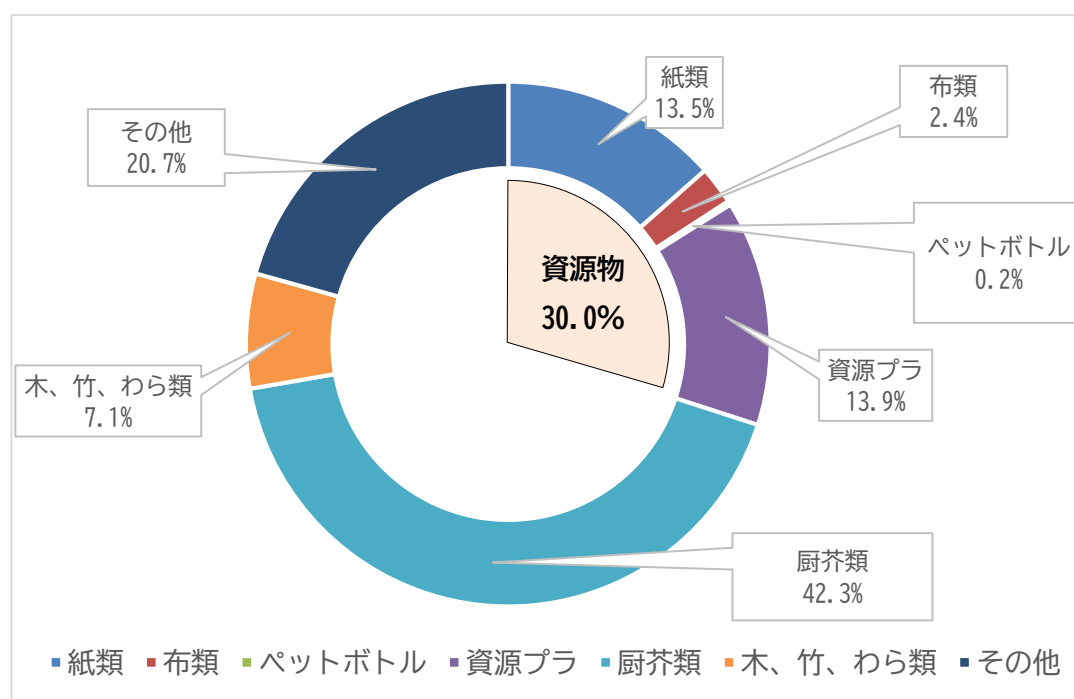


図 3.17 令和5年度 燃やすごみの組成調査結果

※平成17年3月の市町村合併以後、それまで耶馬溪焼却場で処理していた旧三光村の燃やすごみを平成17年4月から中津市クリーンプラザでの受入を開始し、平成20年3月の耶馬溪焼却場を閉鎖後は、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町の燃やすごみも中津市クリーンプラザで焼却処理しています。

年度	紙類	布類	ペットボトル	資源プラ	厨芥類	木、竹等	その他	合計
R2年	13.7%	0.1%	0.7%	25.9%	39.6%	4.2%	15.8%	100.0%
R4年	13.7%	1.9%	0.6%	12.9%	47.6%	9.0%	14.3%	100.0%
R5年	13.5%	2.4%	0.2%	13.9%	42.3%	7.1%	20.7%	100.0%

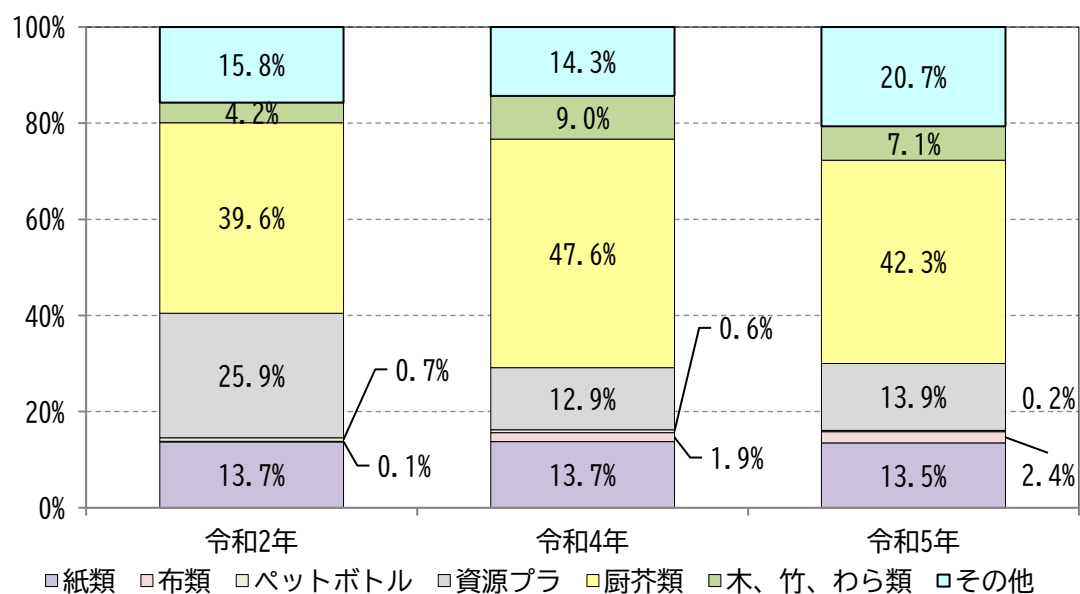


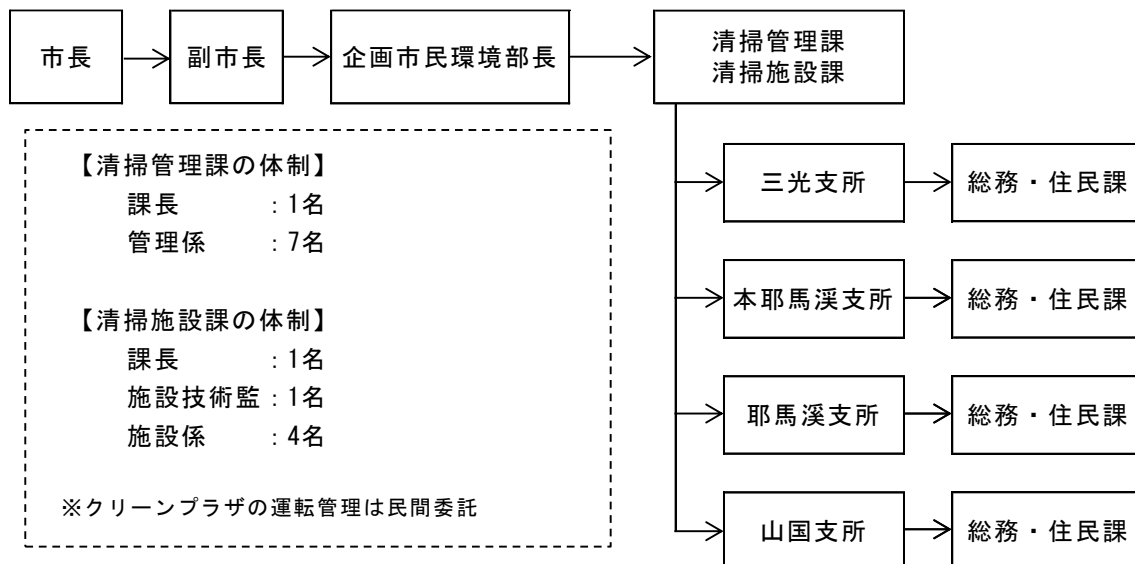
図 3.18 ごみ組成の経年変化

厨芥類： 野菜くずや食物の残りなど、生ごみのこと。

7 組織体制及びごみ処理経費

(1) ごみ処理等に関する組織体制

ごみ処理等に関する組織体制を図 3.19 に示します。



※一部の職員は清掃センター（し尿）と兼任

図 3.19 組織体制

」

(2) ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理費用の推移を、表3.29及び図3.20に示します。

ごみ処理費用には、ごみの収集運搬及び処理費用・リサイクル費用、中津市クリーンプラザと最終処分場の維持管理費用、修繕・改修工事費用、職員の人件費等が含まれています。なお、令和3年度及び令和4年度における建設・改良費の増加は、施設の延命化と処理能力の更新(100t/日→150t/日)を目的として、令和2年10月から令和5年2月にかけて実施された「中津市クリーンプラザ基幹的設備改良工事」によるものです。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理費用	千円/年	1,001,171	1,876,778	2,113,928	1,124,095	1,128,905
処理及び維持管理費	千円/年	901,616	1,007,194	1,167,811	1,100,746	1,100,870
建設・改良費	千円/年	87,570	857,415	936,833	14,520	3,851
その他	千円/年	11,985	12,169	9,284	8,829	24,184
ごみ排出量	t/年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888
人口	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467
1t当たりの処理経費	円/t・年	32,355	64,752	75,250	43,373	45,359
1人当たりの処理経費	円/人・年	11,951	22,535	25,447	13,617	13,857

表3.29 ごみ処理費用

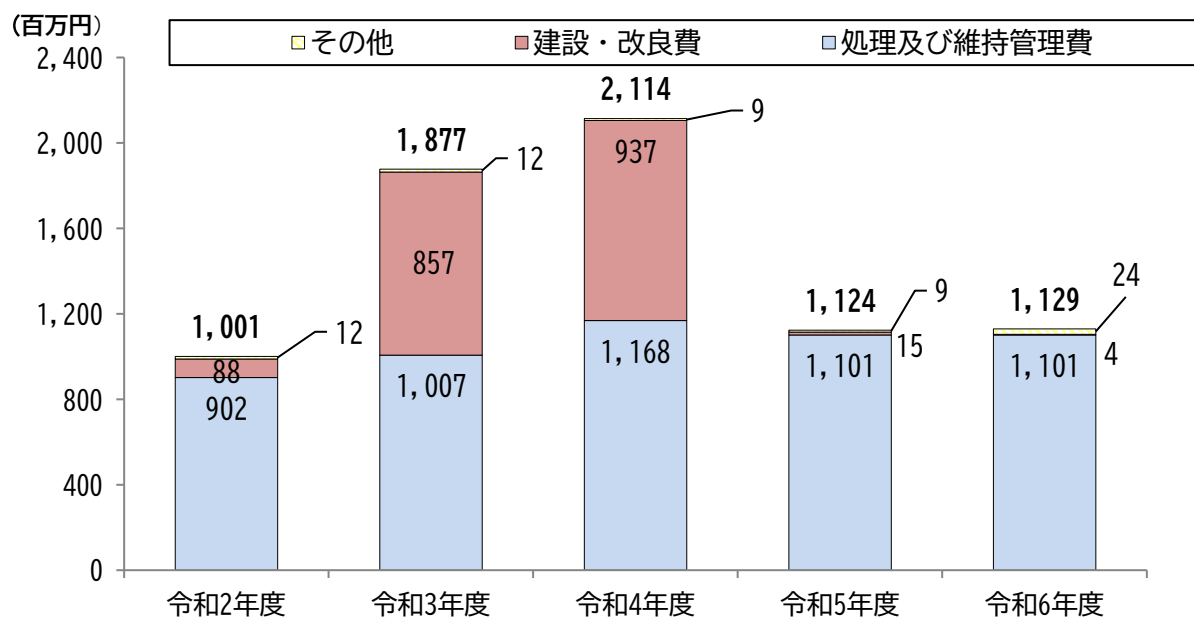


図3.20 ごみ処理費用の推移

第4節 ごみ処理の評価

ごみ処理状況について、類似した人口規模（50,000人以上～100,000人未満）及び産業構造の都市（42都市）と比較・評価を行った結果を図3.21に示します。

本評価については、偏差値50を上回れば類似した都市と比較して良好な状態として判断するものとなっています。

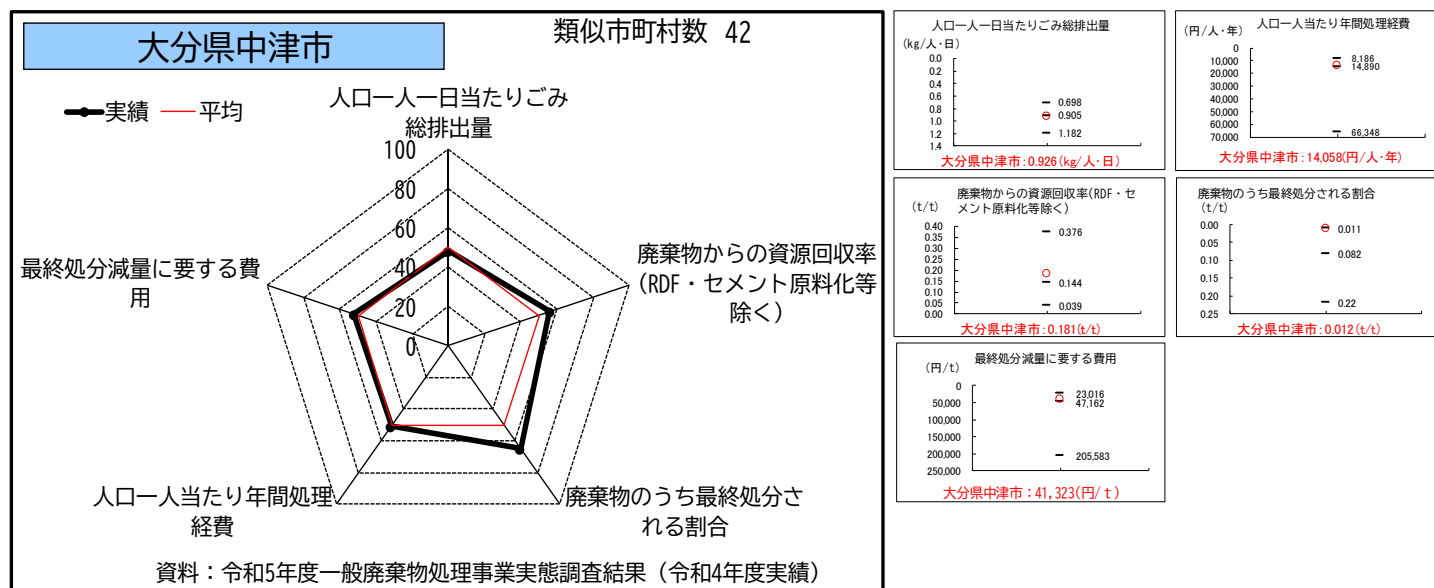
【中津市のごみ処理評価結果】

- ① ごみ総排出量原単位は、類似した都市平均の約1.02倍と高くなっています。
- ② リサイクル率（セメント原料化等除く）は、類似した都市平均の1.26倍と高くなっています。
- ③ 最終処分率は、類似した都市平均の約0.15倍と低くなっています。
- ④ 一人当たりのごみ処理経費と最終処分減量に要する費用は、類似した都市平均と比較して低くなっています。

標準的な指標（偏差値によるレーダーチャート）

市町村名	大分県中津市	人口	83,071人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	94.6%
			Ⅲ次人口比率	61.0%

類型都市の概要	都市形態	都市
	人口区分	50000人以上～100000人未満
	産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%未満



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.905	0.144	0.082	14,890	47,162
最大	1.182	0.376	0.220	66,348	205,583
最小	0.698	0.039	0.011	8,186	23,016
標準偏差	0.118	0.062	0.047	8,487	26,981
当該市町村実績	0.926	0.181	0.012	14,058	41,323
偏差値	48.2	56.0	64.9	51.0	52.2

【中津市の家庭ごみ処理評価結果】

- ① 一人一日当たり生活系（家庭）ごみ排出量原単位は、類似した都市平均と比較し、0.004kg（4g）とわずかに多くなっています。
- ② 資源回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系（家庭）ごみ排出量原単位は、類似した都市平均と比較し、0.045 kg（45g）少なくなっています。これは、一人当たり年間で平均より、16.43 kg少なく家庭ごみを排出している計算になります。
その要因は、草類の再資源化、資源プラの分別収集、なかつキエー口の販売、ごみ袋有料化制度開始等により、一人一日当たりの可燃ごみの排出量が類似した都市平均と比較し、0.051 kg（51g）少なくなっていることが大きな要因と考えられます。

補足指標	排出形態別単位排出量				
	一人一日当たり生活系排出量 (kg/人・日)	一人一日当たり事業系排出量 (kg/人・日)	従業者一人一日当たり事業系排出量 (kg/人・日)	一事業所当たり事業系排出量 (kg/事業所・日)	集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量 (kg/人・日)
平均	0.632	0.251	0.523	5.424	0.552
最大	0.890	0.457	0.890	9.272	0.840
最小	0.476	0.108	0.211	2.355	0.441
標準偏差	0.080	0.074	0.148	1.320	0.083
当該市町村実績	0.636	0.281	0.622	5.361	0.507
指数	99.4	88.0	81.1	101.2	108.2
偏差値指数	49.5	45.9	43.3	50.5	55.4

補足指標	一人一日当たり生活系ごみ種別排出量				
	可燃ごみ (kg/人・日)	不燃ごみ (kg/人・日)	資源ごみ (kg/人・日)	その他 (kg/人・日)	粗大 (kg/人・日)
平均	0.488	0.034	0.080	0.003	0.028
最大	0.748	0.120	0.230	0.063	0.080
最小	0.410	0.009	0.008	0.000	0.000
標準偏差	0.072	0.024	0.049	0.010	0.020
当該市町村実績	0.437	0.019	0.130	0.000	0.051
指数	110.5	144.1	37.5	200.0	17.9
偏差値指数	57.1	56.2	39.8	53.0	38.5

補足指標		算出式	単位
廃棄物の発生	一人一日当たり生活系排出量	$= (\text{生活系ごみ} + \text{集団回収量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
	一人一日当たり事業系排出量	$= \text{事業系ごみ} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
	従業者一人一日当たり事業系排出量	$= \text{事業系ごみ} \div 365(\text{or } 366) \div \text{従業者数} \times 10^3$	kg/事業者・日
	一事業所当たり事業系排出量	$= \text{事業系ごみ} \div 365(\text{or } 366) \div \text{事業所数} \times 10^3$	kg/事業所・日
	集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量	$= (\text{生活系ごみ} - \text{資源ごみ収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
	一人一日当たり生活系ごみ種別排出量	可燃ごみ $= (\text{直営混合ごみ収集量} + \text{直営可燃ごみ収集量} + \text{委託混合ごみ収集量} + \text{委託可燃ごみ収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
		不燃ごみ $= (\text{直営不燃ごみ収集量} + \text{委託不燃ごみ収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
		資源ごみ $= (\text{直営資源ごみ収集量} + \text{委託不燃ごみ収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
		その他 $= (\text{直営その他収集量} + \text{委託その他収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
	粗大	$= (\text{直営粗大収集量} + \text{委託粗大収集量}) \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日

図 3.21 類似都市との比較結果（令和 4 年度実績）

※比較方法は、環境省がとりまとめて公表している「一般廃棄物処理事業実態調査（令和 4 年度実績）」のデータを基にした「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた。

第6節 課題の抽出

ごみ処理の現況から、中津市におけるごみ処理に関する課題を抽出すると、以下のとおりです。

(1) 全国平均を上回るごみ排出量等からさらなるごみ減量・再資源化

令和4年度の実績において、中津市の一人一日当たりのごみ総排出量や家庭ごみ排出量は、全国平均を上回っている状況です。

類似した都市平均と比較して可燃ごみの排出量は抑えられるなどの成果はあるものの、ごみ排出量全体を減らすためにはさらなるごみ減量・再資源化を推進していく必要があります。

事業ごみについても、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数および製造品出荷額が増加していることから、多量排出事業者を中心に啓発活動を強化し、ごみ減量・再資源化を図る必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化・核家族化の進行への対応

中津市の人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加しており、1世帯当たりの人数が減少する「核家族化」が顕著になっています。

また、高齢化も進行しているため、ごみ出しが困難な世帯への配慮や、世帯数の増加（ごみ集積所の増加）に伴う効率的な収集運搬体制の確保など、社会構造の変化に対応したごみ処理体制の構築が課題となります。

(3) 外国人への対応

中津市において、令和7年度末で3,311人と企業立地などを背景に急速に増えつつある外国人についても、生活習慣や文化の違いからごみの出し方がわからない人がいます。

中津市外国人総合相談センター等の協力により6か国語のごみ・資源カレンダーの作成と配布を継続します。

(4) 国の動向を踏まえた施策の推進

国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、新たな目標を掲げています。

中津市においても、これら国の動向や「第五次循環社会形成推進基本計画」の目標を見据え、食品ロス削減やプラスチック資源循環に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。

(5) 中津市クリーンプラザの稼働維持

現在稼働している「中津市クリーンプラザ（焼却施設）」と「中津市リサイク

ルプラザ（再資源化施設）」は、平成11年の稼働開始からすでに27年が経過し、老朽化が進んでいます。

令和15年度の計画終了期間まで、計画的な修繕を行い、安全かつ適正な処理体制を維持し続けることが不可欠です。

（6）最終処分場の継続的な埋立量の削減と延命化

「中津市一般廃棄物埋立処分場」は、平成3年から供用開始しており、平成23年3月の嵩上げ工事や焼却飛灰・不燃物残渣のセメント原料化などにより延命化を図ってきました。

今後も限られた処分場の容量を確保し、可能な限り長期間使用していくために、再資源化の促進による最終処分量の継続的な削減が求められます。

（7）将来的な施設整備や維持管理にかかる財政負担の軽減

今後の人口減少に伴い、ごみの排出量の減少が見込まれる中で、処理コストの増大を防ぐことが社会的課題となっています。

令和15年度の計画終了期間までに、ごみの減量化を進めることで処理経費を抑え、新しいごみ処理施設の整備や将来の維持管理にかかる財政的な負担をいかに軽減するかが重要な視点となります。

（8）広域処理に向けた住民に過度な負担をかけない段階的な移行準備

本計画は、令和16年度からの広域処理開始を見据えた「移行期間」の計画と位置付けられています。

将来的な広域処理に向けて、分別区分や収集体制の調整を進める必要がありますが、その過程で市民生活に大きな支障や混乱をきたさないよう、スムーズかつ段階的に準備を進めることが課題です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1 基本理念

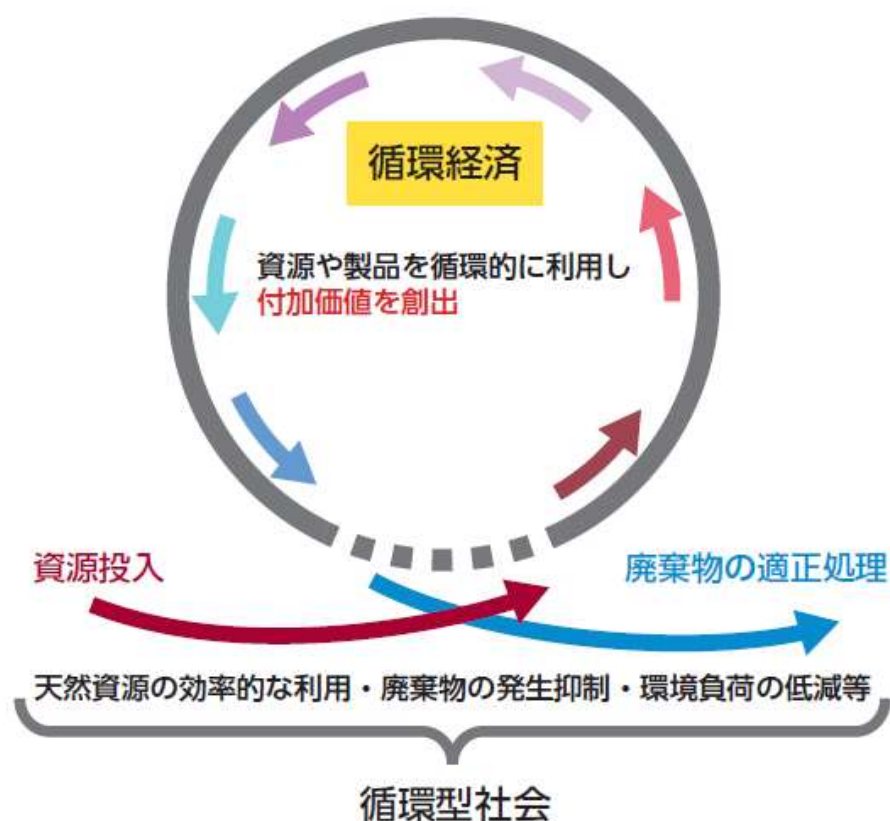
中津市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を拡充することで、限りある資源の効率的な利用とエネルギーの消費量の削減、循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の三者が協働して取り組み、環境負荷の低減等に努めることを基本理念として掲げ、実行していく方針とします。

また、資源循環の高度化を通じて、持続可能な生活環境を守り、市民の心身の幸福「ウェルビーイング」の向上に寄与することを目指します。

【基本理念】

市民・事業者・行政の協働による循環経済の構築

～ごみを出さない「豊かな暮らし」がもたらす、市民ウェルビーイングの向上～



資料：環境省

図 4.1 循環型社会への移行イメージ

2 基本方針

中津市では、前述した基本理念に基づいて、今後のごみ処理等に関する基本方針を以下のように定めました。

基本方針1：市民・事業者・行政が連携した3R活動の拡充

各種リサイクル法の活用や、これまで継続して行っている3R活動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に加え、不要なものは受け取らない「Refuse：リフューズ」と修理する「Repair：リペア」を加えた5R活動を推進します。また、集団回収や生ごみの堆肥化等の取り組みを、市民・事業者・行政の三者が連携して実施することにより、循環型社会の形成を目指していきます。

基本方針2：ごみ減量・再資源化のさらなる推進

中津市がこれまで実施してきたごみ減量・再資源化を推進する施策を基礎とし、令和16年度を予定している広域処理に向けてさらなるごみ減量・再資源化を推進する施策を検討していきます。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行っていきます。
排出されたごみを適正に処理・処分するとともに、適正な運転管理を行います。
最終処分場については、ごみの減量化及び再資源化の促進・拡充を図ることにより、延命化に努めていきます。

基本方針4：環境美化のさらなる推進

地域の環境美化を進めていくうえで、不法投棄の取締りの強化やポイ捨てのないきれいなまちづくりを進めていく必要があります。このために、「中津市きれいまち隊」の活動や各種団体による「クリーンアップ作戦」など、市民・事業者・行政の三者が協働して取り組みます。

基本方針5：広域処理に向けた円滑な移行

令和16年度に移働を予定している新しいごみ処理施設での広域処理に向け、令和8年に設立された「中津上毛環境事務組合」と連携し、円滑な移行を図ります。

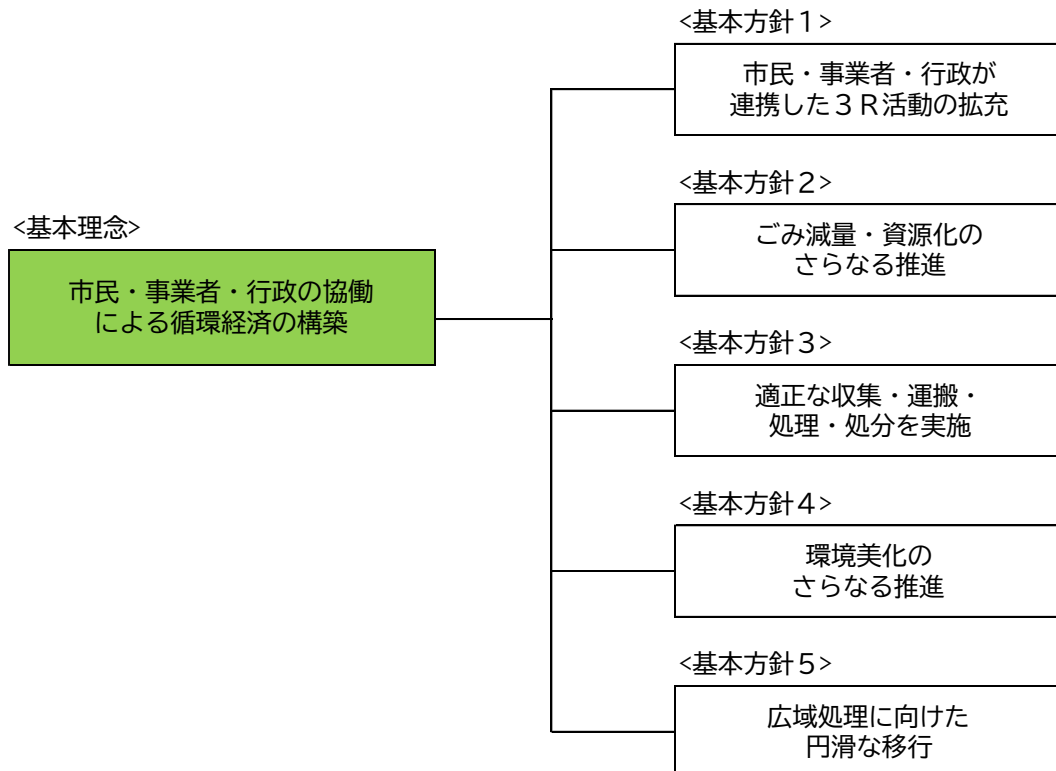


図4.2 基本方針のイメージ

第2節 ごみ処理基本計画

1 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 計画処理区域内人口の推計

中津市では、上位計画にある「なかつ安心・元気・未来プラン2017（第五次中津市総合計画）」の策定に資する「まち、ひと・しごと創生人口ビジョン」における将来人口の推計を踏まえ、図4.3のとおり推計します。



図 4.3 中津市における計画処理区域内人口の推計

(2) ごみ総排出量の推計

1) 将来推計の手法

ごみ総排出量の将来推計方法を図 4.4 に示します。

まず、計画処理区域内人口は、上位計画と同様とします。

家庭ごみ排出量の将来推計は、家庭ごみ排出量原単位を用いて予測し、計画処理区域内人口との乗算で求めます。また、集団回収量の将来推計は、集団回収量原単位を用いて予測し、計画処理区域内人口との乗算で求めます。さらに、事業ごみ排出量の将来推計は、日平均量である事業ごみ排出量原単位の実績値を用いて直接予測します。

これらの各予測値を加算して求めた値をごみ総排出量の推計とします。

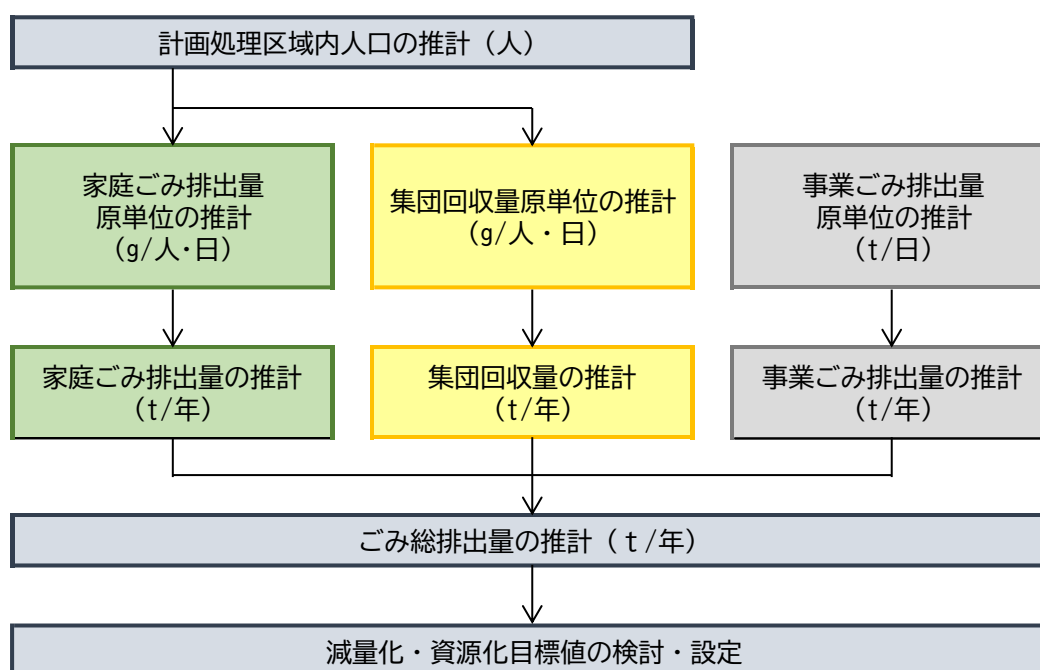


図 4.4 ごみ総排出量の将来推計方法

2) 計画の目標

本計画の目標を表 4.1 に示すとおり設定します。

本計画では、人口減少や少子高齢化、ごみ処理施設の老朽化といった中津市の課題に対応しつつ、令和 15 年度までを「広域処理体制へ向けた移行期間」と位置づけ、ごみの発生抑制および適正処理を推進します。特に国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」等の動向を踏まえ、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量と再資源化の目標を以下のとおり設定します。

表 4.1 ごみ処理における計画の目標

項目	実績 令和 4 年度	国目標年度 令和 12 年度	計画目標年度 令和 15 年度	備考 (令和 4 年度比)
一般廃棄物の排出量	28,092 t	22,608 t	21,801 t	△6,291 t △22.4%
一人一日当たり 家庭系ごみ排出量	506.72 g	412.85 g	398.81 g	△107.91 g (年△39 kg) △21.3%
一般廃棄物の出口循環利用率 (リサイクル率)	26.2%	26.8%	27.3%	+1.1 ポイント
【新規】 一人一日当たりごみ焼却量	685.27 g	570.55 g	550.97 g	△134.3 g (年△49 kg) △19.6%
【新規】 一般廃棄物の最終処分量	326 t	269 t	262 t	△64 t △19.6%

基準年度である令和 4 年度の実績値については、環境省「一般廃棄物処理実態調査」の数値
また、令和 12 年度は、環境省の「第五次循環型社会形成推進基本計画」の目標年度にあたる。

表 4.2 国及び大分県の目標値

項目	国（令和 12 年度） （第五次循環型社会形成 推進基本計画の目標値）	大分県（令和 12 年度） （第 6 次大分県廃棄物 処理計画の目標値）
一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比 約 9%削減	—
一人一日当たり 家庭系ごみ排出量	約 478 g	478 g 以下
一般廃棄物の出口循環利用率 (リサイクル率)	約 26%	20%以上
一人一日当たりごみ焼却量	約 580 g	—

- ① ごみ減量の目標（一般廃棄物の排出量及び一人一日当たり家庭系ごみ排出量）
一般廃棄物の排出量の目標値は、令和4年度比で22.4%の削減を目指します。

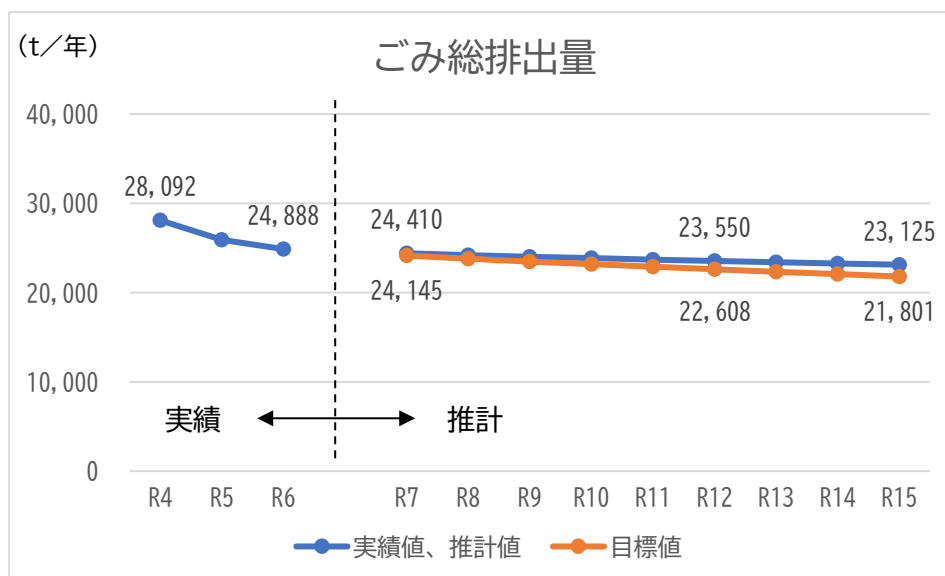


図 4.5 一般廃棄物の排出量の減量目標

一人一日当たり家庭系ごみ排出量の目標値は、令和4年度比で107.91gの削減を目指します。

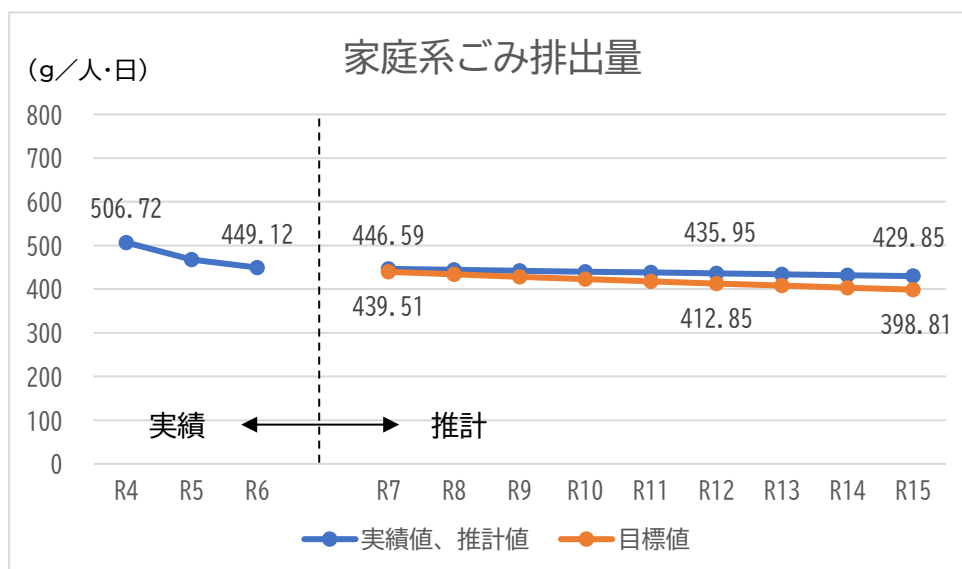


図 4.6 一人一日当たり家庭系ごみの減量目標

② 再資源化の目標（出口循環利用率※リサイクル率）

再資源化の目標値は、現在の分別区分での収集を継続しつつ資源プラの回収量を上げていくことや、焼却飛灰、不燃物残渣のセメント原料化の継続、草類や羽毛布団の再資源化を継続することにより、本計画の最終年度となる令和15年度にリサイクル率27.3%の達成を目指します。

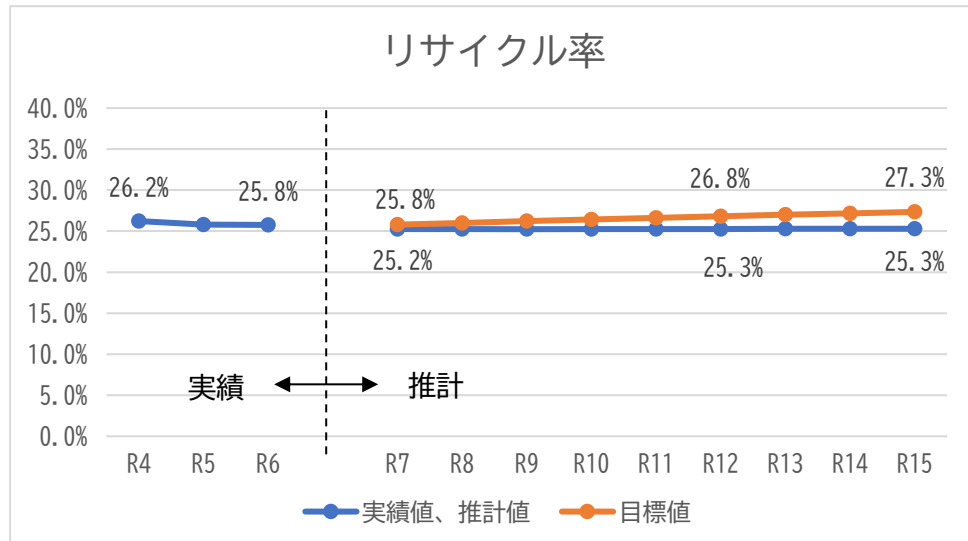


図4.7 再資源化の目標

③ ごみ焼却量の削減目標（一人一日当たりごみ焼却量）

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、一人一日当たりごみ焼却量を令和12年度において約580gとする目標を設定しています。

中津市においては、令和12年度に570.55gを達成することを目標とし、本計画の最終年度となる令和15年度に550.97gとする目標を設定します。

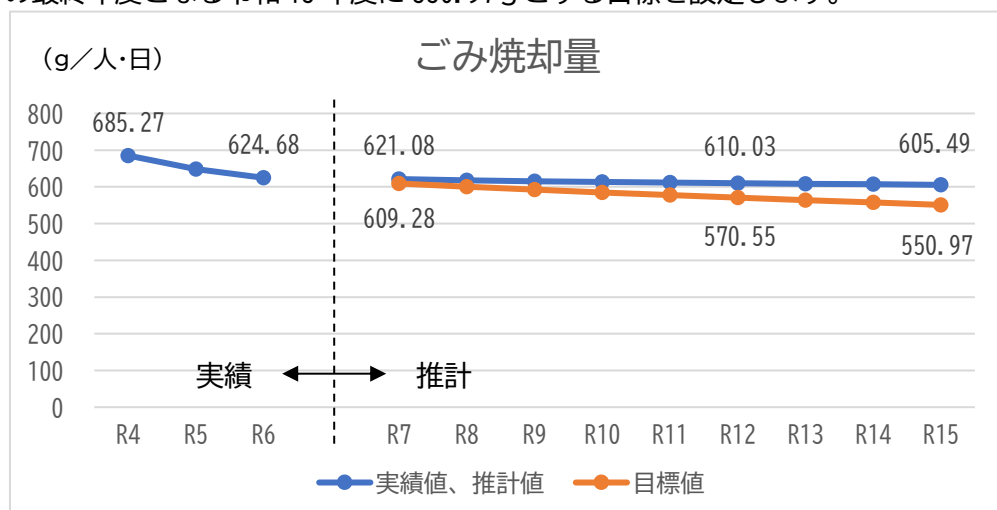


図4.8 一人一日当たりごみ焼却量の削減目標

④ 食品ロスの削減目標

「食品ロス削減推進法」に基づき、食べられるのに廃棄されている食品を削減するため、中津市では「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して計画的な施策を展開します。

国の基本方針では、食品ロスを平成12年比で令和12年までに半減するという目標を早期達成するとしており、中津市においても国と同等に令和10年度に早期達成する目標とし、令和10年度の一人一日あたりの食品ロス排出量49gとする目標を設定します。

表4.3 食品ロスの削減目標

項目	基準年度 平成12年度	現状値 令和6年度	計画目標値 令和10年度	計画目標値 令和12年度
家庭の一人一日あたりの食品ロス排出量 (g/人・日)	102 g	55 g	49 g	43 g

⑤ 最終処分量の削減目標

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、最終処分量を令和12年度において令和4年度比で約5%削減する目標を設定しています。

中津市においては、すでに国の削減目標を達成していますが、今後も限られた処分場の容量を確保し、可能な限り長期間使用していくために、ごみ減量と焼却飛灰や不燃物残渣の再資源化による最終処分量の継続的な削減を図ります。

表4.4 最終処分量の削減目標

項目	基準年度 令和4年度	現状値 令和6年度	計画目標値 令和12年度	計画目標値 令和15年度
最終処分量 (t/年)	326 t	126 t	269 t	262 t

2 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

前節に示したごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、市民・事業者・行政がごみの減量・再資源化に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力が必要です。

こうした連携を深めていくためには、住民は自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から住民、事業者の取り組みを支援していくという行動を、三者協働により実施しつつ、循環型社会の形成に努めていかなければなりません。

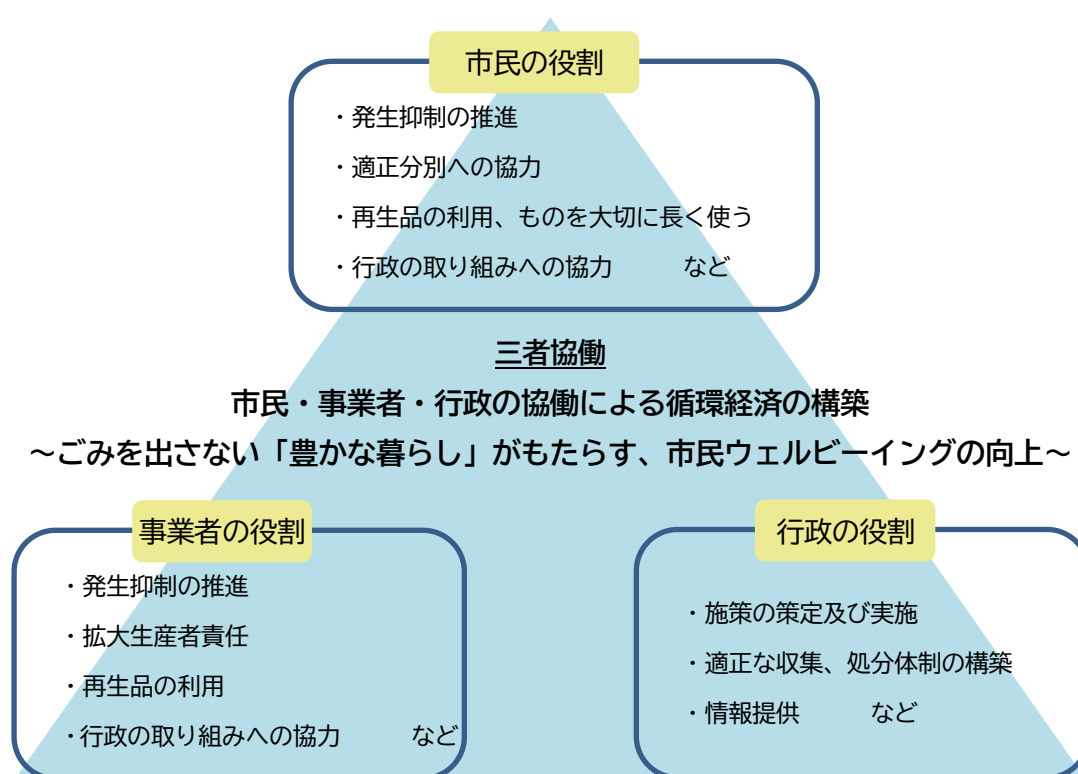


図 4.9 ごみ発生・排出削減における住民・事業者・行政の役割と連携

(1) 中津市の取り組み

これまで中津市が行ってきたごみ減量と再資源化の取り組みについて継続し、令和16年度の新しいごみ処理施設の稼働開始に向けて、下記アからシの事項についてさらなる推進を図ります。

施策の検討・実施にあたっては、市民、事業者の皆様に分かりやすく周知・啓発を行います。

ア. 適正分別の啓発強化によるごみ減量・再資源化の推進

家庭から排出される燃やすごみの中身を分析すると、再資源化可能な資源物（紙類やプラスチック類）が約30%混じっています。この混入割合を減らすため、適正分別の啓発を重点的に行います。啓発に当たっては、新しいごみ処理施設稼働後の費用負担について、ごみの排出量によって按分される予定であることを市民に周知し、行動変容を強力に後押しします。

イ. ごみ袋有料化制度の継続と効果の検証

令和4年9月から導入した家庭ごみの指定ごみ袋有料化制度は、ごみ排出量削減に一定の効果を上げています。今後この制度を継続することで、ごみを多く出す人が多く負担する「排出者負担の公平性」を確保し、経済的インセンティブを通じたごみ減量意識の維持を図ります。あわせて、定期的に減量効果の検証を行い、制度の適切な運用に努めます。

ウ. 生ごみ減量の促進

燃やすごみの重量の多くを占め、焼却効率を低下させる要因となる生ごみの減量を推進します。生ごみ処理機（なかつきエーロ、電気式生ごみ処理機、コンポスト化容器）の購入費補助制度を継続・拡充し、各家庭での自家処理を促進します。

また、ごみ出し前の「水きり」の徹底を継続的に啓発し、重量減と焼却施設の負担軽減を図ります。

エ. 食品ロスの削減

「もったいない」の意識を醸成し、手つかずの食品や食べ残しなどの食品ロスを削減します。宴会等での「30・10（さんまる・いちまる）運動」の推進や、家庭での計画的な食材購入、使い切り、食べきり、リメイクレシピの普及啓発を行います。

また、飲食店や小売店等と連携し、食品ロス削減に取り組む「協力店」の輪を広げます。

オ. フードバンク活動の推進

中津市社会福祉協議会や事業者、各種団体が取り組む、家庭や事業所で余っている未利用食品を回収し、支援を必要とする方へ提供する「フードドライブ」の実施を継続して支援します。

また、フードバンクに協力したいと考える市民や事業者に対して、実施団体を紹介するなどの支援に加え、市民が気軽に参加できる環境を整備します。

カ. ごみ・リサイクルミニ集会の拡充

市民のごみ減量と再資源化に対する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るために、地域の自治会や子供会、資源回収推進団体を中心に開催しているごみ・リサイクルミニ集会を継続して実施します。市職員が出向き、市民が抱える疑問に直接答え、顔の見える対話を通じて、地域単位でのごみ問題の共通認識と協力体制を構築します。

キ. 環境学習の充実

次世代を担う子どもたちが、ごみ問題や環境問題全般について学ぶ機会を充実させます。

市内の小学校4年を対象に中津市クリーンプラザの施設見学やごみに関する副読本の提供を行うほか、小中学校と連携し、環境学習（出前授業）や職場体験学習を実施することで、子どもたちの環境意識を高め、家庭内でのごみ減量・再資源化の実践へと波及させます。

ク. 啓発活動の充実とリユース（再使用）の促進

ごみ減量・再資源化に関する市民の自主的な取り組みを促すため、情報提供の充実を図ります。

ごみの分別を徹底するため、「ごみ・資源カレンダー」及び「家庭用ごみ・資源分別辞典」の全世帯配布を継続して行い、今後も内容の充実を図ります。また、外国人に向けた多言語ごみ・資源カレンダー等を作成し、ごみ出しマナーの向上を図ります。

従来の3Rに「リフューズ（断る）」「リペア（修理する）」を加えた5Rを推進します。また、「もったいないを次の人へ」「おいくら」などのリユースプラットフォームを積極的に導入するとともに、現在実施しているリユース施策の「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」、「アース君の部屋」について、より利便性を高める取り組みを進めます。

ケ. 事業ごみの減量・再資源化

廃棄物減量計画書を提出している大型店舗等へ「ごみ減量アドバイザー」を派遣し、現状を直接確認し、減量に向けたアドバイスを行います。

一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込む事業ごみに含まれる産業廃棄物など不適切なごみを調査するため、定期的な展開検査を行い、許可業者を通して排出事業者への指導を徹底します。

コ. デジタル技術（DX）の活用

I o Tを活用した最適収集ルート の算出やデジタル運行管理システムの導入によるCO₂排出量の削減と収集コストの最適化を目指します。また、市の公式LINE等を活用し、市民へごみ出しルールや収集日のプッシュ通知など、利便性の高い情報提供を行います。

サ. 事業所との連携

「ゼロカーボン推進パートナー」をはじめとする事業所や関係団体と協働し、地域一体となった脱炭素社会および循環型社会の形成を目指します。

具体的には、小売店と連携したマイバッグの持参運動や、簡易包装の推進、資源物の店頭回収の利用促進などを通じて、事業者とのパートナーシップを強化します。



シ. その他

・上記の具体的な取り組みに加え、国が目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行、新たなリサイクル技術・法規制の動向に柔軟に対応し、ごみの発生そのものが抑制される社会システムの構築に継続して取り組みます。

(2) 市民・事業者・行政の取り組み例

前述した施策について、市民・事業者・行政の三者が行っていく具体的な取り組み例を表4.5に示します。

表4.5 具体的な取り組み例

市 民	事 業 者	行 政
・レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを使用する。 ・リターナル容器や詰め替え商品などごみになりにくい商品を選択する。 ・マイ箸、マイ水筒を持参するよう心がける。 ・資源ごみを適正に分別する。 ・食品ロス削減に向けて、「使い切り」「食べきり」を心がける。 ・フードドライブに参加する。 ・なかつキエロや生ごみコンポストを使用する。 ・生ごみの「水切り」を徹底する。 ・リユースプラットフォームやフリーマーケットなどにより、不用品を有効活用する。 ・自治会などにおける集団回収を実施する。 ・ものを修理（リペア）して長く使う。 ・環境問題やごみの3Rについて関心を持ち、学びあう。	・レジ袋や過剰包装をやめる。 ・マイバッグ運動を促進する。 ・ごみになりにくい商品を製造・販売する。 ・自社でごみを出さないような工夫を行う。 ・店頭回収を実施する。 ・資源となるものは分別する。 ・排出者責任に基づき資源分別を徹底し、ごみとなったものは適正処理を行う。 ・フードバンクに協力するなど、未利用食品の有効活用に努める。 ・3010運動を促進する。 ・「ゼロカーボン推進パートナー」制度を活用する。 ・従業員への環境教育や適正な分別指導を徹底する。	・ごみ・リサイクルミニ集会やクリーンプラザ見学を実施し、啓発活動を充実させる。 ・環境学習を充実させる。 ・なかつキエロや生ごみコンポスト電気式生ごみ処理機の購入費補助を行い、普及を促進する。 ・フリーマーケットの開催を支援する。 ・リユース促進のため、「アース君の部屋」「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」の充実と利便性向上を図る。 ・資源回収を行う団体を育成する。 ・店頭回収の推進を行う。 ・ごみ袋の有料化を継続する。 ・食品ロス削減に向けた啓発を行う。 ・フードバンク活動の推進を行う。 ・新たなリサイクルの検討を行う。 ・事業所への「ごみ減量アドバイザー」の派遣を行う。 ・利便性の高いごみ出し情報の提供を行う。（DXの推進） ・古紙エコステーションの拡大を図る。

3 分別して収集するものとするごみの種類及び分別の区分

本計画対象期間（令和8年度から令和15年度）における本市のごみの分別区分は表4.6のとおりです。

表4.6 ごみの分別区分

分別収集区分（大分類）	（小分類）	備考
① 燃やすごみ		
② 燃えないごみ		
③ びん・缶		
④ パットボトル		
⑤ 古紙・古布・雑がみ	⑤-1 新聞	
	⑤-2 雑誌類	
	⑤-3 段ボール	
	⑤-4 雑がみ	
	⑤-5 牛乳パック	
	⑤-6 古布	
⑥ 有害ごみ	⑥-1 ガス缶・スプレー缶	
	⑥-2 ライター類	
	⑥-3 乾電池	
	⑥-4 小型充電式電池	
	⑥-5 蛍光管	
	⑥-6 水銀入り体温計	
⑦ 資源プラスチック	容器包装プラ、製品プラ	
⑧ 食品トレイ		※1
⑨ 小型家電		※1
⑩ 粗大ごみ		※2

※1 拠点回収

※2 事前申込みによる委託収集

4 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

ア 処理主体

ごみの収集・運搬段階は、家庭から排出されるごみは市民及び委託業者が、事業所から排出されるごみは一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業者が処理主体であり、効率的な収集運搬体制の維持に努めていきます。

一般廃棄物収集運搬の許可については、市による適正な処理体制が確保されていることから、原則として新規許可は行わないものとします。また、許可業者が法人である場合において、株式の譲渡や役員の過半数の交代等により、実質的な経営主体が変更され、実質的な業の譲渡（許可の売買）と認められるケースについても、本計画における新規許可を抑制する方針に準じ、適切な措置（許可の基準の厳格化や更新時の不許可等）を講じるものとします。

イ 収集・運搬計画の方向性（広域化への移行準備）

新しいごみ処理施設での広域処理を見据え、本計画期間においては、中津上毛環境事務組合と将来的な収集運搬体制の統一に向けた調整・協議を段階的に進めます。その具体的な方向性は以下のとおりです。

- ① 効率的な収集方法の検討およびごみ集積所の適正管理の徹底
- ② 一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指導・調査（展開検査の強化）を通じた、事業ごみの適正な監督
- ③ 高齢化や核家族化の進行に伴う、ごみ出し困難者に配慮した収集・運搬の実施

(2) 中間処理計画

ア 処理主体

令和 15 年度末までの本計画期間中においては、中津市域内から発生するごみの中間処理（焼却及び再資源化）の処理主体は中津市であり、市が責任を持って適正な管理・処理を行います。なお、一部の資源ごみや中間処理後に発生する再資源化物は、事業者で再資源化に向けた処理を実施するものとします。

令和 16 年度以降の広域処理の開始に伴い、中間処理の主体は中津上毛環境事務組合へと段階的に移行します。

イ. 中間処理計画の方向性

本計画期間中、市は既存の処理施設での安定的な中間処理を継続するとともに、令和16年度の広域処理への円滑な移行に向けて中津上毛環境事務組合と連携し、適切な施設規模の算出や最適な処理方法の検討に参画します。

新しいごみ処理施設の整備内容が決定した段階で、必要に応じて本計画を改定し、中間処理計画を示します。

(3) 最終処分計画

ア. 処理主体

令和15年度末までの本計画期間中においては、ごみの最終処分の処理主体は中津市であり、「一般廃棄物埋立処分場」において適正に管理を行います。

平成23年3月に処分場の嵩上げ工事を実施したことや、セメント原料化により、令和39年までの埋立容量を確保できていますが、各種ごみ減量・再資源化施策の促進をより一層強化し、最終処分量の継続的な削減と最終処分場の最大限の延命化を図ります。

5 ごみ処理施設の整備に関する事項（既存施設の延命化）

中津市の中間処理施設である「中津市クリーンプラザ（焼却施設）」および「中津市リサイクルプラザ（再資源化施設）」は、平成11年の稼働開始から27年が経過し、設備の老朽化が課題となっていました。

このため、中津市では平成31年に策定した「中津市クリーンプラザ長寿命化総合整備計画」に基づき、令和2年度から令和4年度にかけて基幹的改良工事を実施し、新しいごみ処理施設が稼働する直前である令和15年度までの長寿命化を担保しました。

本計画期間中、市として以下の整備・維持管理措置を着実に実施し、安全かつ安定的な運転管理と適正処理体制を維持します。

- ① 費用対効果を勘案した計画的な修繕、改修工事、保守点検の着実な実施
- ② ダスト（焼却飛灰）積込設備等の適切な維持管理によるセメント原料化の継続と、埋立処分量の抑制

6 新しいごみ処理施設の整備に関する事項（広域処理への準備・参画）

令和 16 年度の新しいごみ処理施設の稼働開始に向け、中津市は構成市として中津上毛環境事務組合と緊密に連携し、中津上毛環境事務組合が掲げる以下の4つの柱の着実な実施を目指し、新しいごみ処理施設の整備の準備に参画します。

①安全・安心・安定的な広域処理体制の構築

- ・最新技術の導入による信頼性の高い施設整備を目指します。

②地域社会に貢献できる体制の強化

- ・周辺地域との連携と協力により、地域社会に貢献できる施設整備を目指します。

③環境負荷の少ない施設の整備

- ・廃棄物エネルギーの有効活用や省エネルギー化などにより環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指します。

④経済性・効率性の確保

- ・単独での施設整備と比較して建設費や維持管理費などの経済性と効率性を確保したごみの広域処理体制を構築します。

表 4.7 整備スケジュール（主体：中津上毛環境事務組合）

年度		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
①	循環型社会形成推進地域計画策定	■								
②	施設整備基本計画策定		■	■	■					
③	地質調査、地盤調査、生活環境影響調査等		■	■	■					
④	事業方式検討、事業者選定			■	■	■				
⑤	土地造成設計、造成工事			■	■	■	■			
⑥	施設整備設計、建設工事					■	■	■	■	■
⑦	本稼働									→

※事業の進捗状況によってスケジュールが変更になる可能性があります。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

本計画を総合的かつ実効性のあるものとするため、以下の事項についても市民・事業者・行政が連携し、適切に対応を進めます。

(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

本計画に掲げたごみ減量・再資源化の目標達成に向け、施策の進捗状況を定期的に点検・評価するため、学識経験者、各種団体、事業者、廃棄物処理業者、市民などで構成される「廃棄物減量等推進審議会」を継続的に開催します。

広域処理への移行期間においても、多様な意見を施策に反映させ、実効性の高いごみ処理行政を推進します。

(2) 災害廃棄物対策の推進と計画改定

近年激甚化する自然災害に備え、災害時に発生する膨大な廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制の確立に向け、令和8年3月に大分県が改訂した「災害廃棄物処理計画」を踏まえ、中津市においても令和9年度に市計画の改定を行います。

(3) 環境美化の推進と不法投棄対策

「中津市きれまち隊」などのボランティア活動や各種団体による「クリーンアップ作戦」を支援し、市民・事業者・行政の協働によるポイ捨てのないきれいなまちづくりを推進します。

また、不法投棄に対しては、関係機関との連携強化、不法投棄監視委託によるパトロールの強化や監視カメラの活用により、不法投棄の未然防止と早期発見・厳正な対処を徹底します。

(4) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて「感染性一般廃棄物」、「PCB使用部品」、「廃水銀」、「ばいじん」が指定されます。

医療機関から発生する感染性一般廃棄物については、医師会の方針として特別管理産業廃棄物許可業者へ処理を委託することを推進しており、ほとんどの医療機関が許可業者による処理を行っています。

在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される感染性廃棄物（注射針等）が増加しています。これらによる作業員の針刺し事故等を防止するため、医療機関や薬局等における回収ルートの周知徹底を図り、市民への正しい排出方法の啓発を行います。

(5) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー、注射針など処理が危険なもの、困難なもの及び廃棄物関係法令等により指定されているものについては、市での収集・処理を行いません。

これらの品目については、何が適正処理困難物であるかを明確にし、市で収集・処理を行っていないことを市民・事業者へ周知するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供を行います。

特に近年、モバイルバッテリー等の「リチウムイオン電池」が燃やすごみや燃えないごみに混入し、ごみ収集車や処理施設での火災事故が全国的な課題となっています。

安全な処理体制を守るため、分別区分の徹底と拠点回収の利用について、強力な啓発活動を展開します。

(6) 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の適正化

中津市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、脱水汚泥（終末処理場及び山国浄化センターから生じた汚泥であって、脱水したもの）、その他市長が特別に必要と認めるものに限ります。

一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入時の展開検査を継続的に実施し、産業廃棄物の不適切な混入を厳格に防止するとともに、事業所に対するごみ減量・再資源化の指導を強化します。

(7) 各種リサイクル法への対応（家電・パソコン・小型家電）

現行の「家電リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「小型家電リサイクル法」に基づく回収体制を一体的に推進します。

①家電4品目・パソコン：製造業者等による適正なリサイクルルートへの引き渡しを指導し、不法投棄の防止と資源の有効利用を図ります。

②使用済小型家電：市内に設置した回収ボックス等の拠点回収を維持し、レアメタル等の有用金属の国内循環に貢献します。

(8) 温室効果ガスの削減と脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現

中津市が2050年までに目指すゼロカーボンシティの実現に向け、ごみ処理分野からの温室効果ガス排出削減を推進します。ごみの発生抑制（リデュース）を最優先とし、焼却量の削減による直接的なCO₂削減を図ります。

(9) プラスチック資源循環の推進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの排出抑制を市民・事業者に呼びかけます。また、製品プラスチック等の効率的な回収・リサイクル手法について、国の動向や新施設の整備状況を踏まえながら、中津市に最適な資源循環体制の構築を検討します。

資料編

1 推計結果

- (1) ごみ排出量の推計結果（現状維持の場合）
- (2) 中間処理等の推計結果（現状維持の場合）
- (3) 目標達成に向けたごみ排出量の展望
- (4) 目標達成に向けた中間処理等の展望

(1) ごみ排出量の推計結果（現状維持の場合）

ごみ排出量原単位				基準年度					実績←→推計		▼国の目標年度					▼計画目標年度				
項	目	記号	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備考		
計画処理区域内人口				a1	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467	80,796	80,512	80,228	79,944	79,660	79,376	79,080	78,784	78,487	上位計画と整合
家庭ごみ（集団回収量を含む）				a2	g/人・日	731.21	668.96	645.53	608.42	592.29	585.39	582.30	579.60	577.08	574.67	572.35	570.10	567.86	565.66	a3～a7, a19の合計
燃やすごみ				a3	g/人・日	533.13	464.63	437.26	403.78	387.15	385.30	383.45	381.60	379.75	377.90	376.05	374.20	372.35	370.50	推計結果
燃えないごみ				a4	g/人・日	23.19	20.72	18.63	16.18	15.13	14.58	14.32	14.14	14.01	13.91	13.83	13.76	13.69	13.64	推計結果
有害ごみ				a5	g/人・日	0.10	0.16	0.07	0.20	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	一定
粗大ごみ				a6	g/人・日	51.41	52.37	50.76	46.40	46.81	46.68	46.55	46.42	46.29	46.16	46.04	45.92	45.80	45.68	推計結果
資源ごみ				a7	g/人・日	113.44	122.13	129.74	133.16	134.93	130.76	130.01	129.53	129.17	128.88	128.64	128.46	128.28	128.12	a8～a18の合計
びん・缶・ペットボトル				a8	g/人・日	34.08	34.71	34.00	31.91	30.77	30.16	29.86	29.67	29.52	29.40	29.30	29.22	29.15	29.08	推計結果
資源ブラ				a9	g/人・日		13.13	19.99	22.61	23.14	23.37	23.49	23.57	23.63	23.68	23.72	23.76	23.79	23.81	推計結果
古紙				a10	g/人・日	36.63	43.85	45.81	41.87	39.35	37.86	37.15	36.68	36.34	36.06	35.83	35.64	35.47	35.32	推計結果
古布				a11	g/人・日	6.93	9.51	9.56	12.21	13.32	13.61	13.75	13.85	13.92	13.98	14.03	14.08	14.11	14.15	推計結果
牛乳パック				a12	g/人・日	0.69	0.59	0.53	0.30	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	推計結果
食品トレイ				a13	g/人・日	0.26	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	推計結果
乾電池				a14	g/人・日	0.75	0.76	0.66	0.53	0.91	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	一定
蛍光管				a15	g/人・日	0.13	0.23	0.13	0.13	0.13	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	一定
小型家電				a16	g/人・日	0.52	0.46	0.56	0.66	0.57	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	一定
スプレー缶・ガス缶				a17	g/人・日	0.78	0.86	0.66	0.70	0.71	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	一定
剪定枝木・家具類・草類				a18	g/人・日	32.67	17.90	17.74	22.14	25.66	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	一定
集団回収量				a19	g/人・日	9.94	8.95	9.07	8.70	8.24	8.04	7.94	7.88	7.83	7.79	7.76	7.73	7.71	7.69	推計結果
事業ごみ				a20	t/日	23.52	23.71	23.34	20.58	19.93	19.58	19.41	19.29	19.21	19.14	19.09	19.04	19.00	18.96	推計結果
燃やすごみ				a21	t/日	21.88	20.84	20.60	20.02	19.35	19.05	18.88	18.77	18.69	18.62	18.57	18.52	18.48	18.44	a20－（a22＋a23＋a24）
燃えないごみ				a22	t/日	0.40	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	a20×a22（R5実績）÷a20（R5実績）
粗大ごみ				a23	t/日	0.54	0.61	0.52	0.55	0.57	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	a20×a23（R5実績）÷a20（R5実績）
資源ごみ				a24	t/日	0.70	2.24	2.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	a20×a24（R5実績）÷a20（R5実績）
びん・缶・ペットボトル				a25	t/日	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	a20×a25（R5実績）÷a20（R5実績）
剪定枝木・家具類・草類				a26	t/日	0.68	2.24	2.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	a24－a25
ごみ総排出量原単位				a27	g/人・日	1,011.94	953.47	926.49	857.77	836.98	827.72	823.36	820.06	817.39	814.94	812.85	810.87	809.04	807.22	b27÷a1÷365×10 ⁶

ごみ排出量			基準年度					実績←→推計		▼国の目標年度					▼計画目標年度				
項	目	記号	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備考	
家庭ごみ			b1	t/年	22,055	20,063	19,298	18,120	17,367	17,026	16,878	16,742	16,611	16,482	16,357	16,232	16,108	15,985	b2～b6の合計
燃やすごみ			b2	t/年	16,302	14,124	13,258	12,200	11,512	11,363	11,268	11,175	11,081	10,988	10,895	10,801	10,707	10,614	$a3 \times a1 \times 365 \div 10^6$
燃えないごみ			b3	t/年	709	630	565	489	450	430	421	414	409	404	401	397	394	391	$a4 \times a1 \times 365 \div 10^6$
有害ごみ			b4	t/年	3	5	2	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	$a5 \times a1 \times 365 \div 10^6$
粗大ごみ			b5	t/年	1,572	1,592	1,539	1,402	1,392	1,377	1,368	1,359	1,351	1,342	1,334	1,325	1,317	1,309	$a6 \times a1 \times 365 \div 10^6$
資源ごみ			b6	t/年	3,469	3,712	3,934	4,023	4,012	3,855	3,820	3,793	3,769	3,747	3,726	3,708	3,689	3,670	b7～b17の合計
びん・缶・ペットボトル			b7	t/年	1,042	1,055	1,031	964	915	889	877	869	861	855	849	843	838	833	$a8 \times a1 \times 365 \div 10^6$
資源ブラ			b8	t/年		399	606	683	688	689	690	690	690	689	687	686	684	682	$a9 \times a1 \times 365 \div 106$
古紙			b9	t/年	1,120	1,333	1,389	1,265	1,170	1,117	1,092	1,074	1,060	1,048	1,038	1,029	1,020	1,012	$a10 \times a1 \times 365 \div 106$
古布			b10	t/年	212	289	290	369	396	401	404	406	406	406	406	406	406	405	$a11 \times a1 \times 365 \div 106$
牛乳パック			b11	t/年	21	18	16	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	$a12 \times a1 \times 365 \div 106$
食品トレイ			b12	t/年	8	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	$a13 \times a1 \times 365 \div 106$
乾電池			b13	t/年	23	23	20	16	27	21	21	21	21	21	21	21	21	21	$a14 \times a1 \times 365 \div 106$
蛍光管			b14	t/年	4	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	$a15 \times a1 \times 365 \div 106$
小型家電			b15	t/年	16	14	17	20	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	$a16 \times a1 \times 365 \div 106$
スプレー缶・ガス缶			b16	t/年	24	26	20	21	21	22	22	22	22	22	21	21	21	21	$a17 \times a1 \times 365 \div 106$
剪定枝木・家具類・草類			b17	t/年	999	544	538	669	763	685	683	680	678	675	673	671	668	665	$a18 \times a1 \times 365 \div 10^6$
事業ごみ			b18	t/年	8,584	8,649	8,519	7,534	7,276	7,147	7,085	7,041	7,012	6,986	6,968	6,950	6,935	6,920	$a20 \times 365$
燃やすごみ			b19	t/年	7,985	7,605	7,520	7,327	7,063	6,953	6,893	6,850	6,822	6,796	6,779	6,761	6,747	6,732	b18－(b20+b21+b22)
燃えないごみ			b20	t/年	145	7	4	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	$a22 \times 365$
粗大ごみ			b21	t/年	198	221	188	202	208	191	189	188	187	187	186	186	185	185	$a23 \times 365$
資源ごみ			b22	t/年	256	816	807	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b23+b24
びん・缶・ペットボトル			b23	t/年	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$a25 \times 365$
剪定枝木・家具類・草類			b24	t/年	250	816	807	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$a27 \times 365$
家庭ごみ+事業ごみ			b25	t/年	30,639	28,712	27,817	25,654	24,643	24,173	23,963	23,783	23,623	23,468	23,325	23,182	23,043	22,905	b1+b18
集団回収量			b26	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220	$a19 \times a1 \times 365 \div 10^6$
ごみ総排出量			b27	t/年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888	24,410	24,196	24,014	23,851	23,695	23,550	23,405	23,265	23,125	

表 5.1 中津市ごみ排出量の推計結果（現状維持の場合）

(2) 中間処理等の推計結果（現状維持の場合）

			基準年度				実績→推計		▼国の目標年度								▼計画目標年度				
項目			R4構成比	単位	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	備考	
クリーンプラザ			-	c1	t/年	26,042	23,304	22,312	20,828	19,992	19,654	19,483	19,338	19,205	19,078	18,959	18,836	18,722	18,605	c2+c3	
燃やすごみ			-	c2	t/年	24,287	21,729	20,778	19,527	18,575	18,316	18,161	18,025	17,903	17,784	17,674	17,562	17,454	17,346	b2+b19	
可燃残渣（プラザより）			-	c3	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,338	1,322	1,313	1,302	1,294	1,285	1,274	1,268	1,259	c42	
処理後	不燃物類	無色	1.5%	c4	t/年	459	428	337	290	265	295	292	290	288	286	284	283	281	279	c1×1.5%	
		不燃物類(資源化)	-	c5	t/年	270	298	302	250	204	264	262	260	258	256	254	254	252	250	c4×89.6%	
		不燃物類(埋立)	-	c6	t/年	189	130	35	40	61	31	30	30	30	30	30	30	29	29	c4×10.4%	
		焼却飛灰(資源化)	7.1%	c7	t/年	1,610	1,536	1,574	1,453	1,382	1,395	1,383	1,373	1,364	1,355	1,346	1,337	1,329	1,321	c1×7.1%	
ストックヤード			-	c8	t/年	2,589	2,705	2,642	1,975	2,070	1,805	1,787	1,774	1,762	1,751	1,741	1,732	1,723	1,714	c9, c17, c18, c20, c22～c26の合計	
びん・缶・ペットボトル	びん類		-	c9	t/年	1,048	1,055	1,031	964	915	889	877	869	861	855	849	843	838	833	b7+b23	
	茶色	6.0%	c10	t/年	127	132	62	123	118	53	53	52	52	51	51	51	50	50	c8×6.0%		
		その他	10.4%	c11	t/年	152	150	107	175	133	92	91	90	90	89	88	88	87	87	c8×10.4%	
			1.2%	c12	t/年	41	50	12	81	60	11	11	10	10	10	10	10	10	10	c8×1.2%	
		缶類	5.9%	c13	t/年	39	60	61	52	47	52	52	51	51	50	50	50	50	49	49	c8×5.9%
	アルミ		14.3%	c14	t/年	138	151	147	149	136	127	125	124	123	122	121	121	120	119	c8×14.3%	
	ペットボトル		27.6%	c15	t/年	241	274	285	296	268	245	242	240	238	236	234	233	231	230	c8×27.6%	
	不燃残渣（処理対象）		34.6%	c16	t/年	310	238	357	88	153	309	303	302	297	297	295	290	291	288	c8-(c9～c15の合計)	
	資源ブラ（直接搬入）		1.8%	c17	t/年		17	11	40	55	12	12	12	12	12	12	12	12	12	b8×1.8%	
	古紙		-	c18	t/年	235	217	197	152	137	159	155	153	151	149	147	146	145	144	c19	
	古紙（直接搬入）		14.2%	c19	t/年	235	217	197	152	137	159	155	153	151	149	147	146	145	144	b9×14.2%	
	古布		-	c20	t/年	9	6	14	111	154	19	19	19	19	19	19	19	19	19	c21	
	古布（直接搬入）		4.8%	c21	t/年	9	6	14	111	154	19	19	19	19	19	19	19	19	19	b9×4.8%	
	乾電池		-	c22	t/年	23	23	20	15	26	21	21	21	21	21	21	21	21	21	b13	
	蛍光管		-	c23	t/年	4	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	b14	
	小型家電		-	c24	t/年	16	14	17	20	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	b15	
	剪定枝木・家具類・草類		-	c25	t/年	1,248	1,360	1,346	669	762	685	683	680	678	675	673	671	668	665	b17+b24	
リサイクル家電		-	c26	t/年	6	6	2	0	0										実績のみ		
リサイクルプラザ	処理後	処理後資源化	-	c27	t/年	2,279	2,467	2,285	1,887	1,917	1,496	1,484	1,472	1,465	1,454	1,446	1,442	1,432	1,426	c8-c16	
		不燃残渣（プラザへ）	-	c28	t/年	310	238	357	88	153	309	303	302	297	297	295	290	291	288	c16	
	リサイクルプラザ		-	c29	t/年	2,937	2,693	2,655	2,192	2,209	2,311	2,285	2,267	2,248	2,234	2,220	2,202	2,191	2,177	c30	
	処理対象物		-	c30	t/年	2,937	2,693	2,655	2,192	2,209	2,311	2,285	2,267	2,248	2,234	2,220	2,202	2,191	2,177	c31+c32+c33+c34	
	燃えないごみ	燃えないごみ		-	c31	t/年	854	637	569	494	455	433	424	417	412	407	404	400	397	394	b3+b20
		有害ごみ		-	c32	t/年	3	5	2	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	b4
		粗大ごみ		-	c33	t/年	1,770	1,813	1,727	1,604	1,600	1,568	1,557	1,547	1,538	1,529	1,520	1,511	1,502	1,494	b5+b21
		不燃残渣		-	c34	t/年	310	238	357	88	153	309	303	302	297	297	295	290	291	288	c28
	処理内訳	鉄	7.8%	c35	t/年	273	252	208	189	175	180	178	177	175	174	173	172	171	170	c30×7.8%	
			雑鉄	6.5%	c36	t/年	205	177	172	166	131	150	149	147	146	145	144	143	142	142	c30×6.5%
			アルミ	0.9%	c37	t/年	29	20	25	23	13	21	21	20	20	20	20	20	20	20	c30×0.9%
			銅線	0.3%	c38	t/年	12	9	9	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	c30×0.3%
		可燃残渣		57.8%	c39	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,338	1,322	1,313	1,302	1,294	1,285	1,274	1,268	1,259	c30-(c35～c38, c40の合計)
		不燃残渣		26.6%	c40	t/年	663	660	707	505	466	615	608	603	598	594	591	586	583	579	c30×26.6%
		処理後	処理後資源化	-	c41	t/年	519	458	414	386	326	358	355	351	348	346	344	342	340	339	c35+c36+c37+c38
			可燃残渣(焼却へ)	-	c42	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,338	1,322	1,313	1,302	1,294	1,285	1,274	1,268	1,259	c39
	リサイクル残渣	リサイクル残渣		-	c43	t/年	663	660	707	505	466	615	608	603	598	594	591	586	583	579	c40
		リサイクル残渣(資源化)		-	c44	t/年	451	409	416	396	401	362	358	355	352	349	348	345	343	340	c40×58.8%
		最終処分(埋立)		-	c45	t/年	212	251	291	109	65	253	250	248	246	245	243	241	240	239	c40×41.2%
直接資源化			-	c46	t/年	1,141	1,829	2,102	2,047	1,939	2,050	2,033	2,019	2,007	1,996	1,985	1,976	1,966	1,956	c47, c50, c53～c58の合計	
古紙			-	c47	t/年	885	1,116	1,192	1,113	1,033	958	937	921	909	899	891	883	875	868	c48	
古紙（委託収集）	85.8%	c48	t/年	885	1,116	1,192	1,113	1,033	958	937	921	909	899	891	891	883	875	868	b9×85.8%		
	古紙（直接搬入）		-	c49	t/年																
古布			-	c50	t/年	203	283	276	258	242	382	385	387	387	387	387	387	387	386	c51	
古布（委託収集）	95.2%	c51	t/年	203	283	276	258	242	382	385	387	387	387	387	387	387	387	387	386	b10×95.2%	
	古布（直接搬入）		-	c52	t/年																
資源ブラ（委託収集）			98.2%	c53	t/年		382	595	643	632	677	678	678	678	677	675	674	672	670	b8×98.2%	
牛乳パック			-	c54	t/年	21	18	16	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	b11	
食品トレイ			-	c55	t/年	8	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	b12	
小型家電			-	c56	t/年	0	0	0	0	0										実績のみ	
スプレー缶・ガス缶			-	c57	t/年	24	26	20	21	21	22	22	22	22	22	21	21	21	21	b16	
剪定枝木・家具類・草類			-	c58	t/年	0	0	0	0	0										実績のみ	
資源回収			-	c59	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220	b26	
資源化量			-	c60	t/年	6,574	7,269	7,368	6,682	6,414	6,162	6,107	6,060	6,022	5,984	5,948	5,918	5,884	5,852	c61+c62+c63	
直接資源化			-	c61	t/年	1,141	1,829	2,102	2,047	1,939	2,050	2,033	2,019	2,007	1,996	1,985	1,976	1,966	1,956	c46	
処理後資源化			-	c62	t/年	5,129	5,168	4,991	4,372	4,230	3,875	3,842	3,811	3,787	3,761	3,738	3,719	3,696	3,677	c5+c7+c27+c41+c44	
集団回収量			-	c63	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220	c59	
最終処分量			-	c64	t/年	3,847	3,750	3,726	3,246	3,199	3,684	3,681	3,679	3,676	3,674	3,673	3,671	3,669	3,668	c65+c66	
埋立処分量			-	c65	t/年	401	381	326	149	126	284	281	279	276	274	273	271	269	268	c6+c45	
直接埋立物			-	c66	t/年	3,446	3,369	3,400	3,097	3,073	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	令和	

(3) 目標達成に向けたごみ排出量の展望

ごみ排出量原単位			基準年度					実績→推計					▼国の目標年度					▼計画目標年度					備考
項	目	記号	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15						
計画処理区域内人口		a1	人	83,775	83,283	83,071	82,553	81,467	80,796	80,512	80,228	79,944	79,660	79,376	79,080	78,784	78,487	上位計画と整合					
家庭ごみ		a2	g/人・日	731.21	668.96	645.53	608.42	592.29	581.07	575.57	570.47	565.58	560.81	556.24	551.76	547.31	542.92	a3～a7、a19の合計					
燃やすごみ		a3	g/人・日	533.13	464.63	437.26	403.78	387.15	378.22	372.88	367.68	362.62	357.68	352.95	348.34	343.85	339.46	a3a+a3b					
	現状維持	a3a	g/人・日	533.13	464.63	437.26	403.78	387.15	385.30	383.45	381.60	379.75	377.90	376.05	374.20	372.35	370.50	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a3b	g/人・日						▲ 7.08	▲ 10.57	▲ 13.92	▲ 17.13	▲ 20.22	▲ 23.10	▲ 25.86	▲ 28.51	▲ 31.04	a3c+a3d+a3e					
	適正分別	a3c	g/人・日						▲ 6.52	▲ 9.46	▲ 12.25	▲ 14.91	▲ 17.44	▲ 19.86	▲ 22.16	▲ 24.34	▲ 26.41	適正分別(R15までに30%)					
	食品ロス	a3d	g/人・日						▲ 0.56	▲ 1.11	▲ 1.67	▲ 2.22	▲ 2.78	▲ 3.24	▲ 3.70	▲ 4.17	▲ 4.63	削減目標(R11までに30%、R15までに50%)					
燃えないごみ		a4	g/人・日	23.19	20.72	18.63	16.18	15.13	14.58	14.32	14.14	14.01	13.91	13.83	13.76	13.69	13.64	将来推計(現状)値					
有害ごみ		a5	g/人・日	0.10	0.16	0.07	0.20	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	将来推計(現状)値					
粗大ごみ		a6	g/人・日	51.41	52.37	50.76	46.40	46.81	46.68	46.55	46.42	46.29	46.16	46.04	45.92	45.80	45.68	将来推計(現状)値					
資源ごみ		a7	g/人・日	113.44	122.13	129.74	133.16	134.93	133.51	133.84	134.32	134.80	135.24	135.63	135.98	136.24	136.42	a8～a18の合計					
びん・缶・ペットボトル		a8	g/人・日	34.08	34.71	34.00	31.91	30.77	29.52	28.90	28.40	27.94	27.51	27.11	26.73	26.36	26.00	a8a+a8b					
	現状維持	a8a	g/人・日	34.08	34.71	34.00	31.91	30.77	30.16	29.86	29.67	29.52	29.40	29.30	29.22	29.15	29.08	将来推計(現状)値					
	発生抑制・資源循環	a8b	g/人・日						▲ 0.69	▲ 1.04	▲ 1.37	▲ 1.71	▲ 2.04	▲ 2.37	▲ 2.69	▲ 3.02	▲ 3.33	循環経済への移行					
	施策実施後	a8c	g/人・日						0.05	0.08	0.11	0.13	0.16	0.18	0.21	0.23	0.25	適正分別(R15までに30%)					
	古紙	a9	g/人・日	36.63	43.85	45.81	41.87	39.35	39.15	38.96	38.97	39.06	39.17	39.29	39.41	39.51	39.59	a9a+a9b					
古紙	現状維持	a9a	g/人・日	36.63	43.85	45.81	41.87	39.35	37.86	37.15	36.68	36.34	36.06	35.83	35.64	35.47	35.32	将来推計(現状)値					
	発生抑制・資源循環	a9b	g/人・日						▲ 1.46	▲ 2.17	▲ 2.88	▲ 3.59	▲ 4.28	▲ 4.97	▲ 5.65	▲ 6.33	▲ 7.00	循環経済への移行					
	施策実施後	a9c	g/人・日						2.75	3.99	5.17	6.31	7.39	8.43	9.42	10.37	11.27	適正分別(R15までに30%)					
古布		a10	g/人・日	6.93	9.51	9.56	12.21	13.32	14.14	14.53	14.88	15.20	15.50	15.80	16.09	16.36	16.65	a10a+a10b					
	現状維持	a10a	g/人・日	6.93	9.51	9.56	12.21	13.32	13.61	13.75	13.85	13.92	13.98	14.03	14.08	14.11	14.15	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a10b	g/人・日						0.53	0.78	1.03	1.28	1.52	1.77	2.01	2.25	2.50	適正分別(R15までに30%)					
牛乳パック		a11	g/人・日	0.69	0.59	0.53	0.30	0.27	0.47	0.57	0.66	0.76	0.85	0.95	1.04	1.13	1.23	a11a+a11b					
	現状維持	a11a	g/人・日	0.69	0.59	0.53	0.30	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a11b	g/人・日						0.20	0.30	0.39	0.49	0.58	0.68	0.77	0.86	0.96	適正分別(R15までに30%)					
食品トレイ		a12	g/人・日	0.26	0.13	0.10	0.10	0.10	0.13	0.15	0.16	0.18	0.19	0.21	0.22	0.23	0.25	a12a+a12b					
	現状維持	a12a	g/人・日	0.26	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a12b	g/人・日						0.03	0.05	0.06	0.08	0.09	0.11	0.12	0.13	0.15	適正分別(R15までに30%)					
資源ブラ		a13	g/人・日		13.13	19.99	22.61	23.14	24.71	25.34	25.85	26.27	26.62	26.89	27.10	27.24	27.32	a13a+a13b					
	現状維持	a13a	g/人・日		13.13	19.99	22.61	23.14	23.37	23.49	23.57	23.63	23.68	23.72	23.76	23.79	23.81	将来推計(現状)値					
	発生抑制・資源循環	a13b	g/人・日						▲ 1.62	▲ 2.42	▲ 3.21	▲ 3.99	▲ 4.76	▲ 5.53	▲ 6.29	▲ 7.04	▲ 7.78	循環経済への移行					
	施策実施後	a13c	g/人・日						2.96	4.26	5.49	6.63	7.70	8.70	9.63	10.49	11.29	適正分別(R15までに30%)					
乾電池		a14	g/人・日	0.75	0.76	0.66	0.53	0.91	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	将来推計(現状)値					
蛍光灯		a15	g/人・日	0.13	0.23	0.13	0.13	0.13	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	将来推計(現状)値					
小型家電		a16	g/人・日	0.52	0.46	0.56	0.66	0.57	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	将来推計(現状)値					
スプレー缶・ガス缶		a17	g/人・日	0.78	0.86	0.66	0.70	0.71	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	将来推計(現状)値					
剪定枝木・家具類・草類		a18	g/人・日	32.67	17.90	17.74	22.14	25.66	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	a18a+a18b					
剪定枝木・家具類・草類	現状維持	a18a	g/人・日	32.67	17.90	17.74	22.14	25.66	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	23.23	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a18b	g/人・日															草類推計一定値					
集団回収量		a19	g/人・日	9.94	8.95	9.07	8.70	8.24	8.04	7.94	7.88	7.83	7.79	7.76	7.73	7.71	7.69	将来推計(現状)値					
事業ごみ		a20	t/日	23.52	23.71	23.34	20.58	19.93	19.20	18.84	18.54	18.28	18.02	17.79	17.56	17.34	17.12	a21～a24の合計					
燃やすごみ		a21	t/日	21.88	20.84	20.60	20.02	19.35	18.67	18.32	18.01	17.75	17.50	17.27	17.04	16.82	16.60	a21a+a21b					
	現状維持	a21a	t/日	21.88	20.84	20.60	20.02	19.35	19.05	18.88	18.77	18.69	18.62	18.57	18.52	18.48	18.44	将来推計(現状)値					
	施策実施後	a21b	t/日						▲ 0.38	▲ 0.57	▲ 0.75	▲ 0.93	▲ 1.12	▲ 1.30	▲ 1.48	▲ 1.66	▲ 1.84	削減目標(R15までに適正分別等により△10%)					
燃えないごみ		a22	t/日	0.40	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	将来推計(現状)値					
粗大ごみ		a23	t/日	0.54	0.61	0.52	0.55	0.57	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	将来推計(現状)値					
資源ごみ		a24	t/日	0.70	2.24	2.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	a25+a26					
びん・缶・ペットボトル		a25	t/日	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	将来推計(現状)値					
	剪定枝木・家具類・草類	a26	t/日	0.68	2.24	2.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	将来推計(現状)値					
ごみ総排出量原単位		a27	g/人・日	1,011.94	953.47	926.49	857.77	836.98	818.74	809.61	801.55	794.19	787.08	780.33	773.76	767.42	761.00	b27÷a1÷365×10 ⁹					

(4) 目標達成に向けた中間処理等の展望

項目				基準年度					実績→推計		▼国の目標年度					▼計画目標年度		備考	
R4構成比	単位	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15			
クリーンプラザ	-	c1	t/年	26,042	23,304	22,312	20,828	19,992	19,301	18,962	18,647	18,354	18,069	17,802	17,536	17,281	17,028	c2+c3	
燃やすごみ	-	c2	t/年	24,287	21,729	20,778	19,527	18,575	17,968	17,644	17,343	17,062	16,788	16,530	16,275	16,028	15,784	b2+b19	
可燃残渣（プラザより）	-	c3	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,333	1,318	1,304	1,292	1,281	1,272	1,261	1,253	1,244	c42	
処理後	不燃物類	1.5%	c4	t/年	459	428	337	290	265	290	284	280	275	271	267	263	259	255	c1×1.5%
	不燃物類(資源化)	-	c5	t/年	270	298	302	250	204	260	254	251	246	243	239	236	232	228	c4×89.6%
	不燃物類(埋立)	-	c6	t/年	189	130	35	40	61	30	30	29	29	28	28	27	27	27	c4×10.4%
	焼却飛灰(資源化)	7.1%	c7	t/年	1,610	1,536	1,574	1,453	1,382	1,370	1,346	1,324	1,303	1,283	1,264	1,245	1,227	1,209	c1×7.1%
ストックヤード	-	c8	t/年	2,589	2,705	2,642	1,975	2,070	1,794	1,769	1,750	1,731	1,714	1,697	1,681	1,665	1,649	c9, c17, c18, c20, c22～c26の合計	
びん・缶・ペットボトル	びん類	無色	c10	t/年	127	132	62	123	118	52	51	50	49	48	47	46	45	45	c8×6.0%
		茶色	c11	t/年	152	150	107	175	133	91	88	87	85	83	82	80	79	77	c8×10.4%
		その他	c12	t/年	41	50	12	81	60	10	10	10	10	9	9	9	9	9	c8×1.2%
	缶類	スチール	c13	t/年	39	60	61	52	47	51	50	49	48	47	46	46	45	44	c8×5.9%
		アルミ	c14	t/年	138	151	147	149	136	125	121	119	117	114	112	110	108	107	c8×14.3%
	ペットボトル	c15	t/年	241	274	285	296	268	240	234	230	225	221	217	213	209	206	c8×27.6%	
	不燃残渣（処理対象）	c16	t/年	310	238	357	88	153	302	295	287	281	277	272	268	263	257	c8－（c9～c15の合計）	
	資源ブラ（直接搬入）	c17		17	11	40	55	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	b12×1.8%	
	古紙	-	c18	t/年	235	217	197	152	137	164	163	162	162	162	162	161	161	161	c19
	古紙（直接搬入）	c19	t/年	235	217	197	152	137	164	163	162	162	162	162	161	161	161	161	b8×14.2%
古布	-	c20	t/年	9	6	14	111	154	20	20	21	21	22	22	22	23	23	c21	
	古布（直接搬入）	c21	t/年	9	6	14	111	154	20	20	21	21	22	22	22	23	23	b9×4.8%	
乾電池	-	c22	t/年	23	23	20	15	26	21	21	21	21	21	21	21	21	21	b13	
蛍光管	-	c23	t/年	4	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	b14	
小型家電	-	c24	t/年	16	14	17	20	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	b15	
剪定枝木・家具類・草類	-	c25	t/年	1,248	1,360	1,346	669	762	685	683	680	678	675	673	671	668	665	b17+b24	
リサイクル家電	-	c26		6	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	実績のみ	
処理後	処理後資源化	-	c27	t/年	2,279	2,467	2,285	1,887	1,917	1,492	1,474	1,463	1,450	1,437	1,425	1,413	1,402	1,392	c8－c16
	不燃残渣(プラザへ)	-	c28	t/年	310	238	357	88	153	302	295	287	281	277	272	268	263	257	c16
リサイクルプラザ	-	c29	t/年	2,937	2,693	2,655	2,192	2,209	2,304	2,277	2,252	2,232	2,214	2,197	2,180	2,163	2,146	c30	
処理対象物	-	c30	t/年	2,937	2,693	2,655	2,192	2,209	2,304	2,277	2,252	2,232	2,214	2,197	2,180	2,163	2,146	c31+c32+c33+c34	
	燃えないごみ	-	c31	t/年	854	637	569	494	455	433	424	417	412	407	404	400	397	394	b3+b20
有害ごみ	-	c32	t/年	3	5	2	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	b4	
	粗大ごみ	-	c33	t/年	1,770	1,813	1,727	1,604	1,600	1,568	1,557	1,547	1,538	1,529	1,520	1,511	1,502	1,494	b5+b21
不燃残渣	-	c34	t/年	310	238	357	88	153	302	295	287	281	277	272	268	263	257	c28	
	処理内訳	-	c35	t/年	273	252	208	189	175	180	178	176	174	173	171	170	169	167	c30×7.8%
鉄	7.8%	c35	t/年	273	252	208	189	175	180	178	176	174	173	171	170	169	167	c30×7.8%	
	雑鉄	6.5%	c36	t/年	205	177	172	166	131	150	148	146	145	144	143	142	141	139	c30×6.5%
アルミ	0.9%	c37	t/年	29	20	25	23	13	21	20	20	20	20	20	20	19	19	c30×0.9%	
	銅線	0.3%	c38	t/年	12	9	9	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	c30×0.3%	
可燃残渣	57.8%	c39	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,333	1,318	1,304	1,292	1,281	1,272	1,261	1,253	1,244	c30－（c35～c38, c40の合計）	
	不燃残渣	26.6%	c40	t/年	663	660	707	505	466	613	606	599	594	589	584	580	575	571	c30×26.6%
処理後	処理後資源化	-	c41	t/年	519	458	414	386	326	358	353	349	346	344	341	339	335	331	c35+c36+c37+c38
	可燃残渣(焼却へ)	-	c42	t/年	1,755	1,575	1,534	1,301	1,417	1,333	1,318	1,304	1,292	1,281	1,272	1,261	1,253	1,244	c39
	リサイクル残渣	-	c43	t/年	663	660	707	505	466	613	606	599	594	589	584	580	575	571	c40
	リサイクル残渣(資源化)	-	c44	t/年	451	409	416	396	401	360	356	352	349	346	343	341	338	336	c40×58.8%
	最終処分(埋立)	-	c45	t/年	212	251	291	109	65	253	250	247	245	243	241	239	237	235	c40×41.2%
直接資源化	-	c46	t/年	1,120	1,829	2,102	2,047	1,939	2,151	2,168	2,185	2,201	2,215	2,225	2,234	2,241	2,245	c47, c50, c53～c58の合計	
古紙	-	c47	t/年	885	1,116	1,192	1,113	1,033	991	982	979	978	977	976	976	975	973	c48	
	古紙（委託収集）	85.8%	c48	t/年	885	1,116	1,192	1,113	1,033	991	982	979	978	977	976	976	975	973	b8×85.8%
	古紙（直接搬入）	-	c49	t/年															
古布	-	c50	t/年	203	283	276	258	242	397	407	415	422	429	436	442	448	454	c51	
	古布（委託収集）	95.2%	c51	t/年	203	283	276	258	242	397	407	415	422	429	436	442	448	454	b9×95.2%
	古布（直接搬入）	-	c52	t/年															
資源ブラ（委託収集）	98.2%	c53	t/年		382	595	643	632	716	732	743	753	760	765	768	769	769	b12×98.2%	
牛乳パック	-	c54	t/年	21	18	16	9	8	21	21	21	21	21	21	21	21	21	b10	
食品トレイ	-	c55	t/年	8	4	3	3	3	4	4	5	5	6	6	6	7	7	b11	
小型家電	-	c56	t/年															実績のみ	
スプレー缶・ガス缶	-	c57	t/年	24	26	20	21	21	22	22	22	22	22	21	21	21	21	b16	
	剪定枝木・家具類・草類	-	c58	t/年														実績のみ	
資源回収	-	c59	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220	b26	
資源化量	-	c60	t/年	6,553	7,269	7,368	6,682	6,414	6,228	6,184	6,155	6,123	6,095	6,062	6,031	5,997	5,961	c61+c62+c63	
直接資源化	-	c61	t/年	1,120	1,829	2,102	2,047	1,939	2,151	2,168	2,185	2,201	2,215	2,225	2,234	2,241	2,245	c46	
処理後資源化	-	c62	t/年	5,129	5,168	4,991	4,372	4,230	3,840	3,783	3,739	3,694	3,653	3,612	3,574	3,534	3,496	c5+c7+c27+c41+c44	
集団回収量	-	c63	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220	c59	
最終処分量	-	c64	t/年	3,847	3,750	3,726	3,246	3,199	3,356	3,353	3,349	3,347	3,344	3,342	3,339	3,337	3,335	c65+c66	
埋立処分量	-	c65	t/年	401	381	326	149	126	283	280	276	274	271	269	266	264	262	c6+c45	
	直接埋立物	-	c66	t/年	3,446	3,369	3,400	3,097	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	令和6年度実績値一定

総括	ごみ総排出量		c67	t/年	30,943	28,984	28,092	25,917	24,888	24,145	23,792	23,472	23,174	22,885	22,608	22,334	22,068	21,801
	家庭ごみ		c68	t/年	22,055	20,063	19,298	18,120	17,367	16,900	16,681	16,474	16,275	16,080	15,890	15,702	15,518	15,334
	事業ごみ		c69	t/年	8,584	8,649	8,519	7,534	7,276	7,008	6,878	6,767	6,671	6,578	6,493	6,409	6,328	6,247
	集団回収量		c70	t/年	304	272	275	263	245	237	233	231	228	227	225	223	222	220
	内訳	資源化量(集団回収量を含む)	c71	t/年	6,553	7,269	7,368	6,682	6,414	6,228	6,184	6,155	6,123	6,095	6,062	6,031	5,997	5,961
			c72	%	21.2%	25.1%	26.2%	25.8%	25.8%	26.0%	26.2%	26.4%	26.6%	26.8%	27.0%	27.2%	27.3%	
		中間処理による減量化量	c73	t/年	23,989	21,334	20,398	19,086	18,348	17,634	17,328	17,041	16,777	16,519	16,277	16,037	15,807	15,578
			c74	%	78.3%	74.3%	73.3%	74.4%	74.5%	73.8%	73.6%	73.3%	73.1%	72.9%	72.7%	72.5%	72.4%	72.2%
		埋立処分量	c75	t/年	401	381	326	149	126	283	280	276	274	271	269	266	264	262
			c76	%	1.3%	1.3%	1.2%	0.6%	0.5%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%